

<EU-ACP> 開発協力の半世紀(五)

大 隈 宏

VI ロメ・レジームの再編成 政治的コンディショナリテイの定式化

1989年12月15日、EEC 12カ国とACP諸国68カ国は、第四次ロメ協定 (Fourth ACP-EEC Convention Signed in Lome on 15 December 1989) を締結した。それから6年後の1995年11月4日、EC 15カ国とACP諸国69カ国は、場所をロメからモーリシャスに移して、第四次ロメ改訂協定 (Fourth ACP-EC Convention of Lome as Revised by the Agreement Signed in Mauritius on 4 November 1995) に調印した。こうしてロメ・レジームは、新たなミレニアムへの移行を視野に入れながら、四半世紀の歴史を刻む運びとなった。とはいえそれは、「75年体制」の機械的更新にとどまるものではなかった。Raffer & Singer がロメ協定の SYSMINization の強化<パートナーシップの終焉?>という表現で喝破したように、それは、ロメ・レジームの根本的再編成に向けて大きく踏み出すものであった。すなわち、<第四次ロメ協定では、構造調整 (Structural Adjustment) 政策の導入が公式に謳われた。・・・パートナーシップに基づく協力関係という、ロメ協定の基本原理は、伝統的な権力関係へと逆戻りし、EUは、ありきたりのドナー (Normal Donor) へと回帰していった。・・・ロメ・システムを維持・改良しようという動きはきわめて低調であり・・・第五次ロメ協定調印の可能性は限りなく小さい¹⁾>という事態が出現したのである。

1990年代のロメ・レジームに対するこのように否定的な評価。それは、<モデルからシンボルへ?>をキー・ワードとして、EU 開発協力政策の歴史

的総括を試みた Arts & Dickson の結論でもあった。1970年代および1980年代、EUの開発協力政策は、南北対話に対する本質的かつ革新的な貢献を標榜するものであった。しかし、冷戦の終焉後、EUの開発協力政策は、そうした野心的な試みから後退していった。1990年代以降、EUの開発協力政策は、以前にもまして、世界の潮流に追随する傾向を深めていった。・・・1975年に策定されたEUの開発協力政策は、ユニークかつ南北関係の将来を方向づける<モデル>とも看做されうるものであった。しかしそれはやがて色褪せ、所期の目的を達成しえない政策へと変わっていった。ACP諸国に対する開発協力政策は、南の開発途上国に対してEUの懐の深さをアピールする<シンボリック>なジェスチャーとしての役割を主たる課題とするものへと変貌していった²⁾。

本稿は、第四次ロメ協定および第四次ロメ改訂協定の検討を通じて、ロメ・レジーム、ひいてはEU開発協力政策の再編成をめぐる政治過程を浮き彫りにしようとするものである。具体的には、EU開発協力政策の「失われた10年」(The Lost Decade)、すなわちEU開発協力政策の陳腐化過程に焦点を当て、その基本構図を明らかにする。これが、本稿の直接的な課題である。

VI - 1 第四次ロメ協定

1988年10月12日、EECとACP諸国は、第三次ロメ協定「検討」交渉を正式にスタートさせた。交渉は、1989年11月末まで、13カ月間にわたり繰り返し広げられ、それが第四次ロメ協定の調印として結実したのは、交渉開始から14カ月後の1989年12月のことであった。

いうまでもなく、交渉の進展は必ずしもスムーズではなかった。それは、交渉の最終段階にあたる1989年10月から11月にかけての僅か2カ月間に、2度にわたり閣僚レベル協議が行われ、とりわけ11月末に開催された協議は、全体協議ではなく、メンバーを絞り込んだ限定閣僚協議という変則的なかたちで行われた事実を示されるとおりである。『EC年次報告書・1989年』によれば、その経緯は、次のとおりであった。ACP-EEC協定の改訂交渉は、三次にわたる閣僚協議（1989年）2月：ブラザビル、6月：ブリュッセル、10月：ルクセンブルクにより、大きく進展した。・・・ルクセンブルクで行われた閣僚協議では、多くの分野に関して大きな前進がみられた。しかしながら、三つの主要課題、すなわち輸出所得安定化制度および貿易、そしてと

りわけ資金援助に関しては、依然として合意の形成にまで至らなかった。こうして、11月に行われた大使レベル協議においては、これら三つの課題が重点的に取り上げられた。ついで11月25日から27日にかけてブリュッセルで行われた協議において、(ACP 諸国と EEC 諸国) 閣僚は、交渉の再開に合意し、新協定の諸規定に関して最終的な合意に到達した。とはいえ、資金援助総額およびその内訳に関しては、結局のところ、合意には至らなかった³⁾。

それでは、南北交渉という全体的な文脈から俯瞰した場合、第四次ロメ協定締結交渉は、どのように特徴づけられるのであろうか。Lister は、「EU は、第四次ロメ協定締結交渉に臨むにあたり、交渉は、これまでのロメ協定の強化、および実績・経験に基づく微調整にとどまるべきであり、重大な変更は認められないとの立場をとった。主要な提案は EU によってなされ、ACP 諸国がそれに応える（というかたちで交渉が展開された）」⁴⁾と総括した。また Brether-ton & Vogler は、「1988 年から 89 年にかけて、第四次ロメ協定締結交渉は、ACP 諸国にとっては、きわめて不利な状況下で行われた。ベルリンの壁の崩壊 11月9日 に象徴されるヨーロッパの地殻変動は、必然的に交渉に暗い影を投げかけるものとなった⁵⁾」と、交渉を取り巻く国際環境がマイナスに作用したことを強調した。Raffer & Singer は、交渉における EU と ACP 諸国との間の非対称的な関係に着目して、「政治的变化に対する柔軟性と ACP 諸国のバーゲニング・パワーの減退とが相俟って、EU は、かつては参加を基本原理としたシステムを、ついに支配の手段へと変貌させていった⁶⁾」と、第四次ロメ協定締結交渉の構造変容を強調した。

これらの指摘に代表されるように、ACP 諸国にとって、第三次ロメ協定検討交渉は、強い逆風の下で繰り広げられるものであった。それは、第四次ロメ協定調印式典における ACP 閣僚理事会議長 Michael Sefali (レソト) の次の演説からも窺われるとおりである。

1988 年 10 月、われわれが、ルクセンブルクでの交渉の開始に際して設定した目的をあらためて振り返ってみるにつけ、1980 年代の国際経済環境が、ACP 諸国の大多数にとってきわめて不利なものであったという事実を忘れることができない。・・・つまり、第四次ロメ協定締結交渉は、そうした(不利な)状況の下で幕を開けたのである。・・・(中略)・・・ACP グループは、東欧の開放、そしてまた世界経済ブロックの再

編成，ひいては 1992 年単一市場の形成という最近の動きによって，ロメの松明がかき消され，ACP 諸国と EEC との間の協力関係が地盤沈下（マージナル化）をきたすことのないように希望する次第である⁷⁾。

ACP 諸国が遭遇した，第一の逆風は，北の先進工業国の反転攻勢による，南北関係の揺り返し現象である。すなわち，南の開発途上国の両極分解による南南分裂の顕在化，および累積債務危機の常態化は，南北対話を過去の神話として完全に葬り去り，南主導による NIEO 路線にかわって，北主導による構造調整 (Structural Adjustment) 路線の推進 経済的コンディショナリティの強化 が，南北関係を規定する主導原理として定着していった。OECD/DAC が，1986 年ハイ・レベル会合において，構造調整政策に関して次のような決議を採択したのは，まさにこうした南北関係の新たな潮流を再確認し，それにお墨付きを与えるものであった。DAC メンバーは，世界銀行および IMF の主導の下に，開発途上国と協同して構造調整プログラムを策定することの重要性を確認する。・・・DAC メンバーは，効果的な政策改革努力を試みている開発途上国に対しては，適切な融資を行うことが望ましい旨を承認する。それは多くの場合，緊急輸入措置のために不可欠である，足回りの速い融資の実現を必要とするものになろう。ドナーが，中期的な視点から融資を行う用意のあることを示せば，それに呼応して，開発途上国も，構造改革努力を積極的に推進することになろう。そうなれば，ドナーによる融資はさらに加速されることになる⁸⁾。

こうして，ACP 諸国と EEC との間の「特別な関係」も，否応なしに構造調整路線というグローバル・トレンドの洗礼を受け，「ワシントン・コンセンサス⁹⁾」が交渉におけるゲームの基本ルールを構成するに至るのである。

EEC との交渉において，ACP 諸国が遭遇した第二の逆風は，GATT ウルグアイ・ラウンド交渉である。周知のように，1970 年代末以降，「欧米先進諸国は，インフレ，失業，国際収支の逆超といういわゆる三重苦に悩まされ，また，非産油開発途上国は，巨額の対外債務を背負うこととなった。他方，先進国を中心として起きつつあった経済のソフト化（経済の重心が製造業からサービス産業へと移行すること）は，従来のモノの流れを重視した国際貿易の構造に変化を与えつつあった。このような世界経済をとりまく環境の変化に伴い，ガットは，保護主義の蔓延，新分野への対応，農業および繊維分野のガット秩序へ

の統合といった新たな課題に直面することになったのである¹⁰⁾。

このような経緯から、1986年9月20日、ウルグアイで開催された GATT 閣僚会議は、プンタ・デル・エステ宣言を採択し、GATT 多角的貿易交渉、いわゆるウルグアイ・ラウンド交渉の開始を宣言した。それは、次のように、北の先進工業国を蝕む保護主義に強い警鐘を鳴らし、また累積債務の増大や一次産品価格の低迷に翻弄される開発途上国、とりわけ最貧（後発）開発途上国（LLDC）に対する積極的な支援を訴えるものであった¹¹⁾。

すべての諸国、就中、開発途上締約国の利益となるように世界貿易の一層の自由化及び拡大を実現すること。

変化する国際経済環境へのガット体制の対応を強化すること。右は、所要の構造調整を促進すること、ガット関連国際機関との関係を強化すること、並びに高度技術製品の貿易の重要性の増大を含む貿易形態及び見通しの変化、商品市場の窮状及び貿易環境改善の重要性、就中、累積債務国がその債務上の義務をはたす能力を提供することの重要性、並びに通貨、金融及び貿易の相互関連分野における補完的かつ効果的行動の必要性を考慮することにより行われる。

交渉は、すべての参加国に対する相互の利益及びより大きな利益を確保するため、透明性のある方法により、かつ本宣言で合意された目的、約束及び一般協定の原則に従って行われる。

締約国団は、・・・開発途上国に対する異なるかつ一層有利な待遇の原則が交渉に適用されることに合意する。スタンドスティル（現状維持）とロールバック（巻き返し）の実施にあたっては、開発途上締約国の貿易に対する阻害効果が回避されるよう特に配慮する。

先進国は、貿易交渉において行った開発途上国の貿易に対する関税その他の障害の軽減又は撤廃に関する約束について相互主義を期待しない。後発開発途上国に特有な事情及び問題並びにこれら諸国の貿易機会の拡大を促進するような積極的措置を勧奨する必要につき特別の配慮が払われなければならない。

グローバル・レベルにおいて、新たな国際自由貿易秩序の構築を志向する GATT ウルグアイ・ラウンド交渉 。それは、Differential and More Favorable

Treatment を切り札（梃子）として、貿易の分野から開発途上国問題、ひいては南北問題の解決を模索するものであった。そこでは、無差別原則の貫徹、すなわちすべての開発途上国を対象とする包括的なアプローチ（共通ルールの一律適用）の実現が中心課題とされており、ロメ・レジームとは基本的に相容れないものであった¹²⁾。というも、ロメ・レジームは、あくまでも歴史的・地理的な結びつきを媒介項とする、地域レベルにおける南北開発協力の営みであり、本来的に、差別的かつ閉鎖的な〈クラブ〉としての契機から免れえない存在であったからである。そもそも、その正当性の根拠（存在意義）は、GATT 国際貿易秩序との整合性および補完性に求められるものであった。すなわち、GATT 第 25 条の例外規定に基づき、EEC に対して一時的かつ暫定的に認められたウエーバー（義務免除）が、ロメ・レジームの法的根拠である（そもそも EEC 自体、厳密には、あくまでも GATT 第 24 条の規定に基づき、例外的に認められた存在でしかなかった）。第一次ロメ協定の締結に際して、EEC と ACP 諸国の双方が口を揃えてミニ NIEO、あるいは地域（間）レベルにおける南北開発協力の先駆的モデルと、ロメ協定の歴史的意義を強調したのは、こうした背景をものがたっている。

このような経緯から、ACP 諸国にとっては、先行する GATT ウルグアイ・ラウンド交渉と並走しながら、それから大きく逸脱することなく、すなわち GATT に具現される国際貿易規範との間に一定の整合性を確保しつつ、いかにしてロメ・レジームの独自性を維持するか　これこそが第四次ロメ協定締結交渉における最大の関心事であった（事情は、EEC においても同様であった）。そもそも、ACP 諸国のほぼ半数は、GATT 締約国であり、開発途上国グループの一員として、Differential and More Favorable Treatment の拡大・深化に向け、先進工業国に対して共同歩調を推進すべき立場にあった。また、ウルグアイ・ラウンド交渉において EEC は、ACP 諸国がひとつのブロック（国家集団）として統一的行動をとるよう強く勧奨したのである。

こうして ACP 諸国は、かつてない深刻なディレンマに直面することとなった¹³⁾。一方において、交渉開始当初、開発途上国は、従来の GATT 多角的貿易交渉とは異なり、一定の存在感をアピールすることに成功し、自信を深めていった。とはいえ他方で、グローバル・レベルにおける多角的貿易交渉の進展は、ACP 諸国に大きな利益を保証するものではなかった。むしろ ACP 諸国は、EEC から特別に付与されてきたさまざまな特権（貿易特惠・・・等）の形骸

化を、強く懸念したのである。ただし、ACP 諸国にとって、既得権の保護を声高に主張することは、南の開発途上国の連帯を攪乱し、ウルグアイ・ラウンド交渉を失敗に導いたとの謗りを招きかねない危険性を孕むものであった（ウルグアイ・ラウンド交渉は、結局、1994 年まで妥結に至らなかった）。ACP 諸国にとって、このようなトレード・オフ状況は、行動選択の余地を狭める制約条件として立ちはだかるものであった。

以上は、ACP 諸国が遭遇した逆風 構造的制約条件 である。それは、EEC との交渉に臨む ACP 諸国にとっては、ゲームの基本的ルールを構成する所与の大前提として、すなわち容易には克服困難な大きな壁として、聳え立つものであった。とはいえ、第四次ロメ協定締結交渉において、ACP 諸国に立ちはだかったのは、これら二つの逆風にとどまらなかった。ACP 諸国は、さらに二つの逆風にさらされることとなった。そのひとつは、EEC の「1992 年プログラム」であり、いまひとつは東西冷戦構造の弛緩による EEC と東欧諸国の急接近であった。EEC との第三次ロメ協定検討交渉と相前後して具体化 / 顕在化し、それと交錯するかたちで推移していったこれら二つの動きは、ACP 諸国にとっては、交渉の有利な展開を阻害する逆風として強く懸念されたのである。すなわち、これら一連の動きは、交渉におけるカウンターパートたる EEC の行動選択（ACP 諸国に対する譲歩）の幅を狭め、結果的に ACP 諸国に不利益をもたらしかねない。ACP 諸国は、こうした危惧の念を強く抱いたのである。

いうまでもなく、EEC の 1992 年プログラムは、EU 統合史上の分岐点となるものであった¹⁴⁾。2 度にわたる石油危機により停滞を余儀なくされ、いわゆる欧州動脈硬化症あるいはユーロペシズムに苛まれてきた EEC は、1985 年 1 月、ドロール委員会の発足を契機として大胆な再建計画に着手した。それは、欧州統合の原点に立ち返り、「非ヨーロッパのコスト」(Cost of Non-Europe) の削減、さらには「国境なきヨーロッパ」の構築によるスケール・メリットの享受を図るものであり、EEC 構成国間に残存する非関税障壁を撤廃して、真の意味での単一市場 (Single Market) / 域内市場 (Internal Market) の完成を実現しようとするものであった。その具体的なロードマップ (7 カ年計画) は、(1) 欧州理事会による、「域内市場白書」の採択 (1985 年 6 月)。1992 年までに、域内市場を完成させるために取り除くべき非関税障壁を 3 種類 (物理的 / 技術的 / 財政的障壁) に分類し、それらを約 300 の立法計画として提示する。(2)

EC 加盟 12 カ国による、「単一欧州議定書」(Single European Act) の調印 (1986 年 2 月) および発効 (1987 年 7 月)。域内市場関連の立法措置の迅速化に向けてローマ条約を改正し、EC 理事会において特定多数決による決定を可能とする。(3) EC 委員会を通じて、域内市場関連立法を 282 件の法案へと整理し、それらを 1992 年 12 月 31 日までに、EC 理事会により採択する というものであった。

それではこの EEC の 1992 年プログラムに対して、国際社会はどのような反応を示したのであろうか¹⁵⁾。それを最も象徴的に示したのが、米加自由貿易協定の調印 (1988 年 1 月) および第一回 APEC 閣僚会議の開催 (1989 年 11 月) であった。北の先進工業国と南の開発途上国は、いずれも、程度の差こそあれ、1992 年プログラムに対して、1930 年代の保護主義 / ブロック経済への回帰、ひいては欧州要塞 (Fortress Europe) 構築の企てとして強い懸念 / 警戒心を露にし、それに対する対抗措置を模索していった。それは、開発途上国の一員としての ACP 諸国においても例外ではなかった。ACP 諸国は、域内市場統合の完成は、あくまでも EEC 内部の問題であるとの立場から、積極的に情報開示を行わない EEC に対して疑心暗鬼となり、ロメ・レジームに基づき付与されてきたさまざまな特権の目減り・剥奪を強く懸念したのである¹⁶⁾。それは、Commonwealth Secretariat 事務局長 Sir Shridath Ramphal の次の言葉に示されるとおりである。もはや EC には、ロメ協定に、南北問題の解決に向けた水先案内人的役割を担わせようという気概は失せたように思われる。こんにちでは、すべての道は、ブリュッセルではなく、ワシントンへ、さらには以前にもまして東京へと続いている¹⁷⁾。

EEC との交渉に臨む ACP 諸国にとって、交渉の前途に立ちほだかる、いまひとつの懸念材料 (逆風) は、東西冷戦構造の弛緩・崩壊という、戦後の国際政治構造の激しい地殻変動であった。それは具体的には、ヨーロッパを東西に分断してきた「鉄のカーテン」の消滅であり、それにより、<東> (中・東欧諸国) には、「ヨーロッパへの回帰」(Return to Europe) という、また<西> (EC 諸国) には、「常態への回帰」(Return to Normalcy) という、新たな政治的ベクトルが一挙に噴出した。すなわち、「85 年にゴルバチョフによるペレストロイカが始まり、89 年に・・・ゴルバチョフが『体制選択の自由』を語り軍事介入しないことを約束すると、雪崩を打ったように東欧の変革のドミノ現象が起こり、急速に東欧の社会主義体制は崩壊に向か (っていった)」。そして、「中

・東欧諸国は、・・・民主化，自由化，市場化を掲げ，グローバル化する世界経済，とりわけアジア経済の成長に対抗して結束する欧州統合に参画し，また再びソ連の軍事的影響下に入らないためにもアメリカの安全保障の傘を期待して・・・積極的に EU・NATO に接近していった¹⁸⁾」のである。1988年6月，EC - コメコン共同宣言（ルクセンブルク宣言）の採択は，そうした<東>の新たな動きを象徴するものであった。EC を NATO の経済版として否定してきたコメコン（ソ連・東欧諸国）は，EC をカウンターパートとして正式に認知し，協力関係の推進に向けて大きく踏み出したのである。

いうまでもなくこうした一連の動きは，それに呼応する，<西>の積極的な対応と連動することにより，強いダイナミズム（ポジティブ・フィードバック）を獲得するに至るのである。この点に関して，EEC の対応はきわめて迅速であった。EEC は，相手国の民主化の度合いに応じて，貿易協定，貿易経済協力協定・・・等，微妙に名称と内容の異なる一連の協定を締結し，それをインセンティブとして，民主化を側面から促進しようとしたのである。それはいうまでもなく，ヨーロッパは本来ひとつであり，統一ヨーロッパこそあるべき姿であるという基本認識に支えられるものであった。1988年の8月から9月にかけて，EC がブルガリア，チェコスロバキア，東ドイツ，ハンガリー，ポーランド，さらにはソ連との間に矢継ぎ早に外交関係を樹立したのは，そうした<西>の<東>との関係の「正常化」へ向けた，積極的な姿勢をものがたるものであった¹⁹⁾。

こうしたヨーロッパを舞台とする<東西>の急速な接近。それは，南の開発途上国に強い危機意識を抱かせていった。1989年11月のベルリンの壁の崩壊から1カ月後の1989年12月，OECD/DAC が「1990年代の開発協力²⁰⁾」と題する政策ステートメントを採択し，「加盟国政府は，中部及び東部欧州における基本的な政治的变化の重要性を認識し，これらの国々における経済改革の重要な進展を支援しよう」と，旧社会主義諸国重視戦略への移行を打ち出したうえで，「この支援は，第三世界に対する開発協力で高い優先度を与えると加盟国政府の決意を減ずるものではない」とことさら付言したのは，南の諸国の危機意識緩和を狙った政治的メッセージであった。いうまでもなく ACP 諸国も，こうした危機意識と無縁ではなかった。それどころか，EEC からさまざまな特権を付与されてきた ACP 諸国は，より深刻な危機意識に苛まれていったのである。

EEC と ACP 諸国との第三次ロメ協定検討交渉を大きく規定したのは、このような制約条件であった。以下、二つの位相から、その実相を浮き彫りにしてみよう。

〔1〕 交渉の基本構図

13カ月間におよぶ第四次ロメ協定締結交渉。それは、EEC と ACP 諸国が、ピラミッド型の構造に基づき、つぎの三つのレベルにおいて重層的に繰り広げる複雑な政治ドラマであった²¹⁾。第一のレベルは、一方に ACP 諸国閣僚、他方に EC 加盟国閣僚および EC 委員会代表が、一堂に会して行われた閣僚レベル協議である。それは、高度に政治的かつ戦略的な駆け引きの場であり、第三次ロメ協定検討作業においては、合意が成立するまでに総計5回の会合を必要とした。第二のレベルは、ACP 諸国の大使と EC 委員会との間で行われた、いわば準政治的な交渉の場である。それは交渉全体の基本的方向性や進捗状況の確認・調整を主たる任務とするものであり、協議は総計14回を数えた。第三のレベルは、第一および第二のレベルとは異なり、相対的に政治性の希薄な、実務（テクニカル）レベルでの協議の場である。そこでは、交渉のアジェンダが八つの作業部会に振り分けられ、延べ59回にわたり、妥協点（落とし所）を模索する作業が積み重ねられていった。

これら三つのレベルにおいて、跛行的に繰り上げられた交渉。これが、第四次ロメ協定締結交渉の骨格である。さらにそれは、さまざまな思惑を秘めた非公式な交渉チャネル／交渉主体をも巻き込むものであり、また EC および ACP 諸国という二つの交渉主体に特有の〈域内政治〉の洗礼を受けるものでもあった。

それでは、EC と ACP 諸国は、どのような立場から交渉に臨んだのであろうか。第三次ロメ協定検討交渉に対する EC の基本的なスタンスは、1988年3月25日、EC 委員会が EC 閣僚理事会に対して提出した文書に示されている²²⁾（ただし、EC 委員会に対して、EC 閣僚理事会が、それを公式にマンデートとして承認したのは、交渉開始直前の1988年10月10日であった）。その骨子は、以下のとおりである。

まず検討交渉の大前提となる、第三次ロメ協定、ひいてはロメ・レジームに対して EC 委員会は、次のように肯定的な評価を下した。すなわち、(1) ロメ・レジームは、南北協力関係のモデルとして、EC の世界的イメージの向上に

大きく貢献している。(2) 第三次ロメ協定において、新たに主導原理として導入された「政策対話」および「セクター重視戦略」は順調に定着しており、ACP 諸国が懸念したような事態は顕在化していない。(3) 第三次ロメ協定検討交渉に求められるのは、ロメ協定の抜本的な再交渉ではなく、第三次ロメ協定において導入された新基軸の強化・補強である。すなわち、問われているのはロメ協定の文言ではなく、その実施状況である。(4) ACP 諸国の新たなニーズに対しては、EC（加盟国）は、協力分野の拡大や新たな政策措置の導入等により、ダイナミックかつ効果的に対応すべきであり、決して内向きになってはならない。

そのうえで EC 委員会は、第三次ロメ協定検討交渉における追加的アジェンダとして、EC が、これまで取上げて一線を画してきた ACP 諸国の構造調整プログラムに対する積極的な支援を提起した²³⁾。そもそも、構造調整プログラムは、1980 年代初頭以降、ブレトン・ウッズ機構（IMF / 世界銀行）主導の下で、(1) 足回りが早く、自由使用が認められる融資を条件（インセンティブ）として、(2) 構造調整の名の下に、開発途上国にマクロ経済政策の根本的改革を促そうとするものであり、いわば融資と引き換えに外部から「静かなる革命」を引き起こそうとするものであった。EC は、このような構造調整戦略に対しては、ロメ・レジームの基本理念と相容れない経済的コンディショナリティの導入（近視眼的なショック療法）に他ならないとして、意識的に距離を置いてきた。とはいえ ACP 諸国の現実には、EC にドラスティックな方向転換を迫るものとなった。というのも、累積債務および国際一次産品市況の低迷という危機的状況に直面して、25 カ国以上のサハラ以南アフリカ諸国、それにカリブ海諸国が、ブレトン・ウッズ機構が主導する構造調整路線を採用するに至ったからである。

こうして EC 委員会は、(1) 喫緊のニーズを無視することは、ACP 諸国に対する、中・長期的な視点からの支援に深刻な打撃を与えかねない。(2) EC は、より広範、迅速、かつ柔軟な支援策を構築して、ACP 諸国が直面する焦眉のニーズを充足し、改革政策の実施を支援しなければならない。(3) EC は、第四次ロメ協定締結交渉の開始に際し、そのような支援スキームの構築を最優先課題とする旨を表明すべきであるとの提言を行ったのである。それは EC が、ワシントン・コンセンサスとの協調路線へと移行する決意であることを公式に宣言するものであった。

以上の基本戦略に基づき、EC 委員会は、交渉における具体的な課題に関して、以下のような主張を展開した。

(1) 協定の有効期間延長

ACP 諸国が直面している諸困難は、構造的な問題であり、長期的な視点からの持続的な対応が不可欠である。とはいえ、有効期間5年間というこれまでの方式では、煩雑な交渉を頻繁に行うことが不可避であり、それは結果的に、EC と ACP 諸国の双方に多大の人的・物的コスト負担を強いてきた。そこで EC 委員会は、協定を二つの構成要素に区分し、各要素の特性に応じた対応を行うことを提案する。第一の要素は、EC 市場に対する ACP 諸国産品の自由アクセスの保障や輸出所得安定化制度・・・等に関する諸規定である。この部分に関しては、協定の中核部分を構成するものとして、有効期間を無期限にし、EC-ACP 諸国協力関係の安定性および予測可能性の確保を図る。第二の要素は、資金援助や優先的協力分野に関する諸規定である。この部分に関しては、有効期間を5年間とし、従来どおりのパターンで交渉を行い、機動的かつ柔軟な協力関係の展開を図る。なおこの問題は、第三次ロメ協定締結交渉においても提起したが、当時は、ACP 諸国の拒絶反応が強く、具体的な協議案件にまでならなかった。しかしこんにち、状況は大きく変わっており、ACP 諸国の反発は小さいものと予想される。また、協定の部分的無期限化という提案は、ACP 諸国重視という EC からの政治的メッセージとしても有効であろう。

(2) ACP 諸国の地理的範囲の限定

ロメ協定は、原則的に、サハラ以南に位置するすべてのアフリカ (A)、およびカリブ海 (C) と太平洋 (P) にまたがる EC 加盟国の旧植民地国を、ACP 諸国として位置づけ、EC との開発協力のパートナーとしている。ところでこの ACP 諸国の地理的範囲に関しては、EC 委員会は、その大幅な拡大は、統一的・均質的な国家集団としての ACP 諸国の一体性を損ない、EC との協力関係を制御困難にし、ひいてはロメ・レジームの基本理念そのものを脅かしかねないとの強い危惧の念を抱いている。とはいえ他方で EC 委員会は、非 ACP 開発途上国（たとえば中米諸国）との間に、より緊密な協力関係を構築することに、強い関心を保持している。ただしそれは、すでに EC との間に開発協力関係を展開している ACP 諸国に対して、なんらかのコスト負担（犠牲）を強いるものともなりかねない。したがって、ACP 諸国の新規加入問題に対する EC 委員会の基本的な立場は、政治的な問題として、ロメ・レジームの制度的枠組

みに則り，ACP 諸国と協議の上で決定すべきであるとするものである。その意味では，ハイチとドミニカ共和国の ACP 諸国への新規加入問題は，それぞれ別個の問題として切り離して議論されるべきである。

（３）貿易協力レジームの強化

三次にわたるロメ協定の下で，ACP 諸国産品に対する EC 市場の自由化は，既に可能な限り実現されており，もはや交渉において更なる自由化を協議する余地はきわめて小さい。したがって，交渉における主たる課題は，協定の有効期間を延長して，既存の貿易協力レジームの強化を図ることであろう。とはいえ，貿易協力の強化を協議する場合，EC 域内単一市場の完成，および GATT ウルグアイ・ラウンド交渉の影響を考慮に入れることが必要である。前者に関しては，スペイン・ポルトガルの EC 加盟（1986 年 1 月）と同様に，広域単一欧州市場の完成が，ACP 諸国の EC 向け輸出を加速する潜在的可能性を秘めている事実を見落としてはならない。後者に関しては，ウルグアイ・ラウンド交渉において，EC がすべての開発途上国を対象として，さまざまな貿易上の譲許を行うに際しては，ACP 諸国産品に対する EC 市場以外の第三国市場の開放（自由化）が，それと並行して行われるような保証措置を講ずることが必要である。なおグローバル化の進展により，ACP 諸国の貿易は，いままで以上に，多くのライバルとの競争に直面している。したがって EC は，ACP 諸国の競争力を強化し，ACP 諸国が，EC への依存を軽減して自立への道を歩むことを可能とするような支援を行うべきである。その意味では，これまで無視されてきたサービス・セクターの再検討が必要である。

（４）一次産品問題への対応

国際一次産品市況の低迷により，ACP 諸国の多くは金融危機に喘いでいる。この危機を克服するためには，国際社会全体が一丸となって市場機能の是正を図ることが求められる。また一次産品生産国も生産調整を行うことが必要である。このような観点からみた場合，ACP 諸国も認めているように，ロメ・レジームの下で創設された諸スキーム，とりわけ輸出所得安定化制度，SYSMIN，砂糖議定書等は，有効に機能しているといえよう。

（５）構造調整政策の全面的支援

ACP 諸国の多くは，金融危機と債務危機という内憂外患に苛まれており，長期的かつ持続的な開発過程を推し進めるためには，構造調整（構造改革）の実現が急務の課題となっている。このような状況に対して EC は，既に第三次

ロメ協定の下で、足回りの早い資金援助スキームの設置等の対応策を講じており、さらにロメ・レジームとは別枠で、サハラ以南アフリカの重債務国を対象とする特別プログラムも発足させている。とはいえ、このような措置だけでは十分ではない。EC は、ACP 諸国の構造調整政策の支援に向けて、新しいロメ協定に、より包括的かつ体系的なアプローチを導入する用意がある。そもそも、このような構造調整政策支援は、経済的に必要であり、かつ政治的にも望ましいものである。したがって、EC および EC 加盟国は、ACP 諸国および構造調整に係るさまざまな行動主体との間に、包括的なマクロ経済政策の改革に関して、より積極的かつ組織的な協議・対話を推進するつもりである。ただしそれはあくまでも、ロメ・レジームの基本原則に基づいて行われるものであり、構造調整路線を主導する世界銀行や IMF との協同・連携に際しても、EC はそれに従属することなく、独自性・自主性を堅持する決意である。すなわち EC は、構造調整の社会的・政治的影響に配慮し、調整政策と開発政策との適切なバランス確保を常に心がける。なお ACP 諸国の債務に関しては、そもそも ACP 諸国に対する EC の援助は贈与が中心であり、EC のはたしうる役割はきわめて限られている。とはいえ EC は、債務問題の重要性を軽視するものではなく、ACP 諸国の債務軽減に向けてさまざまな努力を積み重ねる覚悟である。

それでは、このような EC に対して、交渉のカウンターパートである ACP 諸国は、どのような立場から第三次ロメ協定検討交渉に臨もうとしたのであろうか。その詳細は、正式交渉の開始からほぼ2カ月後、第2回閣僚協議開催のほぼ1カ月前の1989年初頭、ACP 大使委員会議長により作成されたメモランダムにおいて明らかにされた²⁴⁾。それは、EC の立場とは際立った対照をなすものであり、一方で、ロメ・レジームの存在意義を認め、EC が構造調整路線の採用へと大転換を図ったことを歓迎した。しかし他方で、第三次ロメ協定の単なる微調整に対しては、それに断固として反対するとの立場を鮮明にした。ACP 諸国は、第三次ロメ協定の抜本的改革、とりわけ一次産品問題、輸出所得安定化制度、貿易協力に関する諸規定の大幅な改革を強く要求したのであった。その骨子は、以下のとおりである。

まず、交渉の立脚点となる国際経済環境に対する状況認識、ひいては交渉に対する基本戦略が、次の二点に集約された。第一に強調されたのは、第三次ロメ協定締結交渉が行われた1983年から1984年にかけての時期の経済状況との

相違である。すなわち、先進工業国の経済状況はその後改善され、北の諸国は、成長路線を歩み始めている。ところが、開発途上国の経済状況は依然として悪化の一途を辿っている。とりわけ ACP 諸国の場合、世界経済全体に占める比重はいうまでもなく、南の諸国内における地盤沈下も著しく、今後5年間に事態が好転する兆しは認められない。このような悲観的な状況認識に基づき、ACP 諸国は、<そもそもロメ協定は、ACP 諸国と EC とのパートナーシップに基礎づけられるものである。したがって ACP 諸国は、EC が可能な限り、極限まで全力を尽くして、新協定に、事態の打開に向けた方策を導入することを要求する>との立場をとったのである。

第二に強調されたのは、貿易構造の変化にともなう新しい開発戦略への移行支援の重要性である。すなわち、世界貿易において、工業製品貿易およびサービス貿易の占める比重は、ますます大きくなっている。ところが ACP 諸国は、依然として一次産品輸出に大きく依存しており、いち早く構造転換を図った非 ACP 開発途上国に遅れをとっている。こうした劣勢を挽回するために、多くの ACP 諸国は、構造調整プログラムや構造転換プログラムに着手しているが、それは必ずしもスムーズに進展していない。このような閉塞感に基づき、ACP 諸国は、<新協定において、そうした ACP 諸国の努力を積極的に支援する、効果的、実践的、そして十分に機能しうるスキームを導入する>ことを強く求めたのである。

以上の基本戦略に基づき、ACP 諸国は、交渉における具体的な課題に関して、以下のような主張を展開した。

（1）農業開発の重視

第三次ロメ協定において、新たに確立された農業開発重視の立場は、新協定においても引き続き堅持されるべきである。なおそれとの関連で、新協定においては、いままで以上に環境問題に対して十分な注意が払われるべきである。とりわけ、有害化学物質や産業廃棄物の処分に関しては、新協定において、ACP 諸国に対する輸出の全面的禁止を規定すべきである。

（2）貿易協力の強化

貿易協力は、ACP 諸国と EC との経済関係の中核を構成している。ところが、EC との貿易においても、また世界貿易全体においても、ACP 諸国の占める比重は、小さくかつ低下傾向にある。このような現状に鑑み、ACP 諸国は、新協定において、ACP 諸国産品の EC 市場に対する自由アクセスの範囲の拡

大、および自由アクセス原則の実効的な適用を強く求める。なお、GATT ウルグアイ・ラウンド交渉との関連において、ACP 諸国は、EC に対して、以下を主張する。 EC 市場に対する、ACP 諸国産品の特恵的アクセスの確保。

ACP 諸国産品が享受してきた特恵の減少に対する十分な補償。 一般特恵制度 (GSP) が ACP 諸国におよぼす不利益の再確認。 ACP 諸国のマーケティング能力向上のためのスキームおよび資金援助の必要性。 ウルグアイ・ラウンド交渉における、ACP 諸国と EC との緊密な協議・連携の確保。

(3) 輸出所得安定化制度の強化

輸出所得安定化制度は、これまでさまざまな困難に直面してきている。しかしそれが、依然として、ロメ・レジームの中核を構成する、最も革新的なスキームであることは明らかである。そこで新協定においては、次のように、輸出所得安定化制度の目的を再定義・明確化することにより、問題点の克服を図るよう求める。 輸出所得安定化制度の目的は、ACP 諸国の農業一次産品輸出所得（外貨収入）の安定化を図ることにある。 それは、ACP 諸国が、

経済開発と成長を持続させるうえで不可欠な購買力の確保を図るものである。

それは、輸出所得の減少により引き起こされる壊滅的な打撃からの回復を目的とするものであり、国際収支の赤字に対する補填も含まれる。 ACP 諸国の輸出構造の多角化は、ACP 諸国の外貨獲得源の強化という点において、輸出所得安定化制度の目的に合致するものである。

(4) 資金援助の強化・拡充

ACP 諸国が直面している深刻な困難を考慮した場合、欧州開発基金 (European Development Fund) の大幅な拡充は不可欠である。そもそも、スペイン・ポルトガルの EC 加盟により、欧州開発基金に対する拠出国は 10 カ国から 12 カ国へと増加しており、ACP 諸国民一人当たりの被援助額が、減少するという事態は、到底受け入れられない。またこうした量的問題に加えて、質的問題も見逃してはならない。それは、欧州開発基金による資金援助の実施 (Disbursement) が、慢性的に遅滞しているという現実である。資金援助を、より実効的なものとするためには、足回りの早い援助の実施 (Quick Disbursement) が不可欠である。

(5) 債務問題に対するコミットメントの強化

第三次ロメ協定において債務問題は、< 共同体は、ACP 諸国からの要請に基づき、債務問題および国際収支問題に関して、それを調査し、実践的な解決

策を見出すための技術的支援を行うものとする>（第 198 条）と規定されるにとどまった。しかしながら、ACP 諸国が直面している債務問題の重要性を考慮した場合、新協定においては、独立した章を設けて、債務問題に対する EC の積極的な取り組みを担保することが必要である。具体的には、ACP 諸国と EEC との間に、債務問題の解決に向けた対話の枠組みを設置することが求められる。なおその場合、ACP 諸国に対して多額の債権を保持する EC 加盟国は、ロメ・レジームに基づき、ACP 諸国と債務問題を協議する。加盟国に課せられた義務として、債務問題を協議するさまざまな国際的フォーラムにおいて、ACP 諸国の利害を代弁し、相互に協力する 旨を確認すべきである。

（6）独自の構造調整政策の展開

構造調整の分野における ACP 諸国と EC との協力関係は、よりいっそう強化されるべきである。ただしそれは、ブレトン・ウッズ機構主導による構造調整路線に追随するものであってはならない。EC の構造調整政策は、ワシントン・コンセンサスを修正し、EC の独自性を反映するものとなるべきである。とりわけそれは、構造調整政策の社会的矛盾の軽減を図るものでなければならぬ。なお、構造調整政策の推進に必要な資金に関しては、新規かつ追加的な資金調達が必要である。

（7）協定の有効期間

協定の有効期間を延長する問題に関しては、拙速は避け、交渉の進捗状況を勘案しつつ、慎重に考慮すべきである。

ともあれ、1988 年 10 月 12 日 - 13 日、ルクセンブルクで、EC と ACP 諸国との閣僚会議が開催され、第三次ロメ協定検討交渉が正式にスタートした²⁵⁾。会議には、EC からは、新たに加盟したスペインとポルトガルを含む 12 カ国の全閣僚および開発協力担当 EC 委員会委員（副委員長）Lorenzo Natali が、また ACP 諸国からは、新たにアンゴラとモザンビークをメンバーに加えて、総計 66 カ国の代表（そのほぼ 3 分の 2 は、閣僚で占められた）が出席した。いうまでもなくそれは、エールの交換を目的とする、多分に儀礼的色彩の強いものであったが、同時に、そこにはお互いに相手の出方を牽制する意図も秘められていた。

会議ではまず、EC を代表して EC 閣僚理事会議長国ギリシアが、交渉に臨

む EC の基本的な立場を表明した。それは、主導原理として Change in Continuity を掲げるものであり、ロメ・レジームの基本枠組みは堅持したうえで、必要に応じて調整（修正）を行う用意がある旨を明らかにするものであった。そもそも、交渉に臨む EC の基本的スタンスは、1988年3月に公表された EC 委員会文書において既に明らかにされており、ACP 諸国にとっても、織り込み済みの既定事実であった。したがって、EC 委員会の政策提言を踏まえただうえで、EC 加盟国がはたしてどの程度の政治的配慮を加味した調整案を提示するか これこそ ACP 諸国にとって最大の関心事であった。

このようなカウンターパートの期待を承知したうえで、EC 閣僚理事会議長国は、第三次ロメ協定からの前進（改善）として、以下の修正案を提示した。第一に、開発と構造調整は、相互補完的な関係にあり、いずれも不可欠であるという基本認識に基づき、新たに構造調整に関する規定を設ける。第二に、国際貿易のさらなる自由化は、GATT ウルグアイ・ラウンド交渉に参加しているすべての国々に対して多大の利益をもたらすとの基本認識の下に、新協定においては市場原理を重視し、民間セクターの育成を図る。第三に、参加型開発の促進という観点から、政府以外のさまざまな行動主体（ビジネス・サークル、生産者組合、地方公共団体、NGO・・・等）の開発過程への積極的な参加を図り、それら諸行動主体に対する直接的な資金援助を行う。

これに対して、直前に開催された ACP 閣僚理事会での合意に基づき、ACP 諸国を代表して ACP 閣僚理事会議長国ガイアナが、Continuity and Change の名の下に、交渉に臨む ACP 諸国の基本的な立場の一端を披瀝した（既述のように、ACP 諸国が、交渉に対する統一的な立場を確立したのは、1989年初頭のことであった）。それは、人間の尊厳を重視する南北協力関係は、ロメ・レジーム以外には存在しないと高く評価したうえで、次のようにその限界（問題点）を指摘するものであった。近年、EC の開発協力政策はグローバル化し、対象範囲が拡大されている。その結果、ACP 諸国が享受してきた特恵が徐々に侵食されている。EC による資金援助は、足回りが遅く、慢性的に援助の実施が遅れている。最貧開発途上国に対する特別の支援措置は適切ではない。貿易に関して ACP 諸国は、非常に強い不満を抱いている。

以上の一般的な指摘を踏まえただうえで、ACP 閣僚理事会議長国は、交渉における具体的な課題として以下を列挙した。ACP 諸国産品の EC 市場向け輸出に対するすべての関税及び非関税障壁の撤廃。ACP 諸国のバナナ、

コメ，牛肉，ラム酒に対して認められている特別な優遇措置の維持。 特恵の侵食（目減り）に対する補償措置および原産地規則の柔軟な適用。 輸出所得安定化制度の目的および諸規定の見直し。 SYSMIN の予防的活用および適用方法の改善。 欧州開発基金による資金援助の支払い手続きの改善。 欧州開発基金から独立し，IMF や世界銀行による承認を前提（必要）としない，独自の構造調整プログラムの構築。 社会の最底辺層（最も脆弱な人々）に対する特別な配慮。 工業化軽視の是正。 文化協力の強化。 女性，学生，移民労働者の地位の向上。 投資の促進および民間セクター活用のための方策の調査。 ACP 諸国相互間における技術協力実施のための支援。 科学技術調査プログラムの改善。 南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策根絶に向けた対話の継続および拡大。

最後に，EC（加盟 12 カ国）を代表して ACP 諸国との交渉の実質を担う EC 委員会の Lorenzo Natali 開発協力担当委員がスピーチを行った。それは意識的に政治的色彩をトーンダウンさせた，簡潔かつ実務的なものであり，とりわけ以下の 3 点を強調するものであった。すなわち，ロメ協定の必要性は，以前にも増して大きくなっており，交渉を決裂させてはならない。交渉においては，いままで以上に現実的でなければならない。ロメ協定は，未来を志向する開放的なものでなければならず，既得権の確保に汲々とするものとなってはならない。旨を訴え，さらにブレトン・ウッズ機構に従属しない EC 独自の構造調整プログラムの策定，そしてまた貿易における ACP 諸国の競争力強化の重要性を強調した。

こうして第三次ロメ協定検討交渉の幕は切って落とされた。とはいえ，78（12+66）カ国もの主権国家を巻き込む大規模な多国間交渉の前途は，当然のことながら平坦ではなく，起伏の多いものであった。その輪郭は，EC 委員会・開発総局（DG VIII）が隔月に発行し，交渉の進捗状況をモニターした *Courier* の以下の記述から垣間見ることができよう。

1988 年 11 月 - 12 月号²⁶⁾ は，*Inventing the future* というタイトルの下に，第三次ロメ協定更新（renewal）交渉の開始を詳細に報じた。それは冒頭で，再び全世界の国々のほぼ半数が一同に会したと高らかに報じた。しかしそれと同時に，これから始まる交渉が，従来の交渉とは異なるものとなるであろうとの警鐘を鳴らし，楽観論を戒めた。

1989 年 1 月 - 2 月号²⁷⁾ では，事実上，交渉に関する最初のレポートが掲載

された。同レポートでは、議長国より、*Trust, Convergence, Frank Speaking, Open Cooperation* が交渉における基本原理として言及された旨が報じられた。

1989年3月-4月号²⁸⁾では、*Political go-ahead for the negotiations* というタイトルの下に、2月にブラザビルで開催された閣僚協議の詳細が報じられた。同レポートでは、そもそもブラザビル会議は、事実上、最初の閣僚レベル協議の場であり、大きな成果は期待すべくもなかったとしたうえで、ECとACP諸国が、交渉のテーブルで、かりに同じ言葉を使ったとしても、それが常に同じ意味をもつとは限らないということが明らかになったことは会議のひとつの成果であると強調した。

1989年5月-6月号²⁹⁾では、*Hoping to do better* というタイトルの下に、ブラザビル閣僚協議後の交渉の進捗状況が報じられた。同レポートによれば、交渉は、それなりの進展をみせてはいる。しかし、ECとACP諸国の双方に強い熱意が感じられず、冗漫な議論のやりとりという、国連にみられるような陥穽に陥りつつあった。ただし、過去の例に倣って、交渉の最終局面においては、精力的な交渉の展開が期待される。その意味では、交渉の年内妥結に関しては大方の意見が一致していると補足するものであった。

1989年7月-8月号³⁰⁾では、*A spur from the Council of Ministers* というタイトルの下に、6月にブリュッセルで開催された閣僚協議の詳細が報じられた。同レポートによれば、交渉は実務的に行われ、10月中旬にルクセンブルクで開催が予定されている閣僚協議に向けて大きな前進をみせた。その結果、交渉の先行きに関して、ブラザビル会議後に支配的であった悲観論にかわって、<グラスが半分満たされているとみるか、半分空であるとみるか>はともかくとして、「適度な楽観論」が支配的になっていったと報じた。

1989年9月-10月号³¹⁾では、*The community opens up on commodities* というタイトルの下に、7月以降、新たな議長国フランスのリーダーシップの下で、一次産品問題および貿易問題に関して大きな動きがみられ、夏季休暇明けにも大きな進展が期待される旨が報じられた。

1989年11月-12月号³²⁾では、*Structural adjustment – the ACP response* というタイトルの下に、夏季休暇後の交渉の進展が報じられた。とりわけ、構造調整プログラムに関するECの提案に対してACP諸国が肯定的な反応を示し、交渉は一気に妥結へ向けて加速された旨が報じられた。

〔2〕 協定の基本構図

第四次ロメ協定は、第三次ロメ協定の近代化路線を継承し、協定の実質を構成する諸規定は、全 369 条（294 条 + 75 条）を数えるまでに至った。そもそも、協定の当事国は、第三次ロメ協定調印時に較べて 4 カ国（EC：2 カ国，ACP 諸国：2 カ国）増え、総計 80 カ国に達した。とりわけ注目に値するのが、ヒスパニオラ島を東西に分かつハイチとドミニカ共和国が、新たに ACP 諸国の仲間入りをはたしたことである³³⁾。いうまでもなくそれは、フランスとスペインの強力な支援の結果であった。

ところで、ハイチに関しては、同国は 1986 年 2 月に、曲がりなりにも民主化をはたしており、フランスの強力なバックアップとも相俟って、ACP 諸国グループへの加入はごく当然のこととして歓迎された。それとは対照的に、ドミニカ共和国に関しては、事態は必ずしもスムーズに進展しなかった。周知のように、同国は、砂糖およびバナナの一大生産国である。したがって、カリブ海の ACP 諸国にとっては、ドミニカ共和国の ACP 諸国グループへの加入は、EC 市場における自己の優位を脅かしかねない重大な攪乱要因として懸念された。とりわけ砂糖に関しては、ドミニカ共和国の生産量は、全カリブ海諸国の生産量を凌駕する規模であり、同国が ACP 諸国グループの仲間入りをして、ロメ協定・砂糖議定書の適用対象となることは、カリブ海砂糖生産国にとっては、既得権の重大な侵害をもたらす死活問題であった。その結果、ドミニカ共和国の処遇問題は、第四次ロメ協定締結交渉における隠されたアジェンダとして、ACP 諸国内部、ひいては EC と ACP 諸国との間に微妙な緊張関係をもたらした。とはいえ、スペインの強力な支援を追い風として、最終的にはドミニカ共和国も、ハイチと共に、ACP 諸国グループへの加入、ひいてはロメ協定への参加を認められた。こうして、ロメ・レジームは、ヒスパニック諸国へと拡大されたのである（なお、南部アフリカのナミビアに関しては、独立を達成し次第、ACP 諸国グループへの加入を承認することが合意された）。

それでは、協定の当事者は、調印式典というきわめて公式かつ儀礼的な場において、どのような Diplomatic Statement を駆使して、新協定を総括したのであろうか。第四次ロメ協定締結交渉の最終局面において議長国を務め、交渉を受結へと主導したフランスの Michel Rocard 首相は、EC 閣僚理事会議長国の立場から、以下のように訴えた。交渉においてわれわれが目指したのは、この協定を、世界の動きから切り離された私的クラブ (Private Club) の占有物と

して維持・凍結することではなかった。1年におよぶ交渉，検討，対話を通じて締結されたこの協定は，次のような成果をもたらすものであったと，われわれの誰もが自負している。すなわち新協定は，以前にも増して開放的になりつつある世界に適応するものであり，また，協定の独創性，独自性，さらには成功をもたらした要因を堅持しつつ，更なる効率性の追求に向けて，諸手段の近代化を実現するものとなった。われわれは，共に手を携えることにより，これまで以上に，はるかに多くのことを実現することができるようになった。もちろん，すべてが可能になったわけではないが・・・³⁴⁾。

この EC 閣僚理事会議長の演説に呼応して，ACP 閣僚理事会議長 Michael Sefali が，次のように新協定の意義を強調した。第四次ロメ協定は，「継続性と変化の有機的連携」というロメの伝統を堅持しつつ，更にそれを深めるものとなった。・・・交渉では，開発概念そのものの再検討を含め，開発協力を根本にまでさかのぼり，それを原理的・哲学的に再検討することが行われた。・・・こうして，第四次ロメ協定は，これまでのロメ協定とは質的に異なるものとなった³⁵⁾。

こうした EC 閣僚理事会議長と ACP 閣僚理事会議長によるエールの交換を受けて，Manuel Marin 開発協力担当/EC 委員会委員は，次のように第四次ロメ協定を総括した。長い交渉過程を経て，われわれは素晴らしい合意に辿りついた。それは，連帯と相互利益を基礎とする協力関係を，更に拡充・改善・強化するものである。・・・われわれが締結したのは，ロメ協定の単なる第四次改訂版ではない。・・・われわれが締結したのは，Lomé plus である³⁶⁾。

以下，この指摘を手掛かりとして，第四次ロメ協定の新基軸を浮き彫りにしてみよう。

(1) 前文

第三次ロメ協定（前文および最終議定書）において初めて公式に言及された人権問題。第四次ロメ協定においては，この人権規定のさらなる具体化・深化が図られた。すなわち前文においてまず，一般的なかたちで「基本的人権の尊重」が謳われ，そのうえで，人間こそが開発過程の原動力であり，かつ中心的な受益者であるとする「人間中心の開発哲学」に基づき，人間の尊厳を重視する旨が強調された。ついで，世界人権宣言，市民的及び政治的権利に関する国際規約，さらには経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約の意義が謳われた。それを踏まえたうえで，欧州人権条約，人及び人民の権利に関する

るアフリカ憲章，米州人権条約等，地域レベルにおける人権問題に対する取り組みが，EC および ACP 諸国における人権状況の改善にはたす役割が積極的に評価された。また，最終議定書において，EC と ACP 諸国による共同宣言のかたちで，アパルトヘイト政策の廃止，EC に滞在する ACP 諸国の労働者や学生の基本的権利の擁護が謳われた。ただし，その内容は，基本的に第三次ロメ協定における共同宣言を踏襲するものであった。

（２）第一部：協力の一般規定

協力関係の目的および原則を定めた第一部では，まず冒頭の第一章第 5 条において，人権に対する基本的な認識が明らかにされた。それは，前文で高らかに宣言された人権に関する基本理念を敷衍するものであり，その狙いは，敢えて独立した規定を新設することにより，EEC の人権重視の立場を ACP 諸国，ひいては国際社会に強くアピールしようとするものであった。その骨子は，以下のとおりである。

EEC と ACP 諸国の協力は，人間を中心に据えるものでなければならない。人間こそが，開発の主役（原動力）であり，かつ受益主体と位置づけられるべきである。したがって，開発とは，さまざまな人権を尊重し，その促進を意味するものでなければならない。すなわち，本当の意味での開発の基礎（Basic Factor）を構成するのは人権であり，開発を通じて人権の促進を図るという積極的なアプローチ（Positive Approach）を志向すべきである。開発協力政策と人権政策（基本的人権の尊重および享受）は，密接に関連しており，開発過程に対する，真の意味での人々の参加という実体をともなうものでなければならない。

人々（個人および集団）が，人間の尊厳および人権の尊重を追求するのはきわめて当然である（Legitimate Aspiration）。あらゆる人権 非差別的な取扱い，基本的人権，市民的及び政治的権利，経済的・社会的及び文化的権利 は相互に不可分かつ密接に関連している。

個人はすべて，自国および当該相手国において，人間としての尊厳を保障され，法の下で保護を受ける権利を保持する。

ACP 諸国からの要請に基づき，ACP 諸国における人権の促進を目的とする特別な制度を設け，必要な財政的措置を講ずる。

ついで第二章第 18 条では，一次産品輸出に対する過度の依存体質に苛まれている ACP 諸国に対して，次のような視点から，ACP 諸国が自ら策定した政

策・戦略を支援することが謳われた。 PMDT (Processing, Marketing, Distribution and Transport) の展開を梃子として、ACP 諸国経済の多様化（水平的および垂直的）を促進する。 生産・マーケティング・流通の分野における再編成および合理化を推進し、一次産品市場における ACP 諸国の国際競争力を強化する。

さらに開発過程に対する参加の拡大を謳った規定が独立した第三章として設けられ、参加型開発 (Participatory Development)、あるいは分権的協力 (Decentralized Cooperation) の名の下に、ACP 諸国に根ざすさまざまな草の根組織（地方公共団体、村落組織、労働組合、協同組合、NGO・・・等）を開発の当事者として積極的に活用することが謳われた。

また第四章第 23 条においては、協力関係の諸措置として、< ACP 諸国の構造調整努力を支援し、債務の軽減を図る > 旨が新たに追加された。

（3）第二部：協力分野

< 環境 > < 農業協力・食糧安全保障および農村開発 > < 水産業の発展 > < 一次産品協力 > < 産業発展・製造業および加工業 > < 鉱業発展 > < エネルギー開発 > < 起業 > < サービス部門の発展 > < 貿易の発展 > < 文化的・社会的協力 > < 地域協力 > 第二部においては、これら諸分野における EEC と ACP 諸国との協力関係が全 12 編にわたり詳細に規定された。なかでも特筆に値するのが、以下の諸点である。

第一は、さまざまな活動領域における協力の諸形態を、個別のかつ具体的に定めた規定に先立ち、冒頭で、独立した 1 編として、諸協力分野を貫徹する普遍的原理として環境重視の立場が強調された点である。もちろん、ロメ協定において、環境問題が取り上げられたのは、第四次ロメ協定が初めてではなかった。第一次、第二次ロメ協定においては、薪炭材としての森林の伐採と再生、代替エネルギーの開発、表土流失による土壌劣化等の問題が取り上げられている。また第三次ロメ協定においては、洪水や砂漠化の進行による環境破壊の問題が、EEC と ACP 諸国が共同で対処すべき課題として言及されている。とはいえそうした規定は、体系的に位置づけられることなく、膨大なロメ・アキの狭間に分散され、影の薄い存在にとどまった。

第四次ロメ協定では、こうした閉塞状況の打破が図られた。こうして、第二部全体の前文に相当するかたちで、すなわち第二部第 1 編として環境問題重視の立場が前面に押し出されたのである。その骨子は、以下のとおりである。

ACP 諸国は、EEC による支援の下で、現在および将来の人々の生活条件改善を見据えて、環境および天然資源の保護と強化、土地や森林の劣化防止、生態系バランスの回復、天然資源の保全とその合理的活用を図る。

ACP 諸国と EEC は、次のような基本原則に基づき、環境問題に取り組む。

予防的アプローチ：プロジェクト開始の前段階で、環境に対する被害を防止する措置を講ずる。体系的アプローチ：プロジェクト・サイクルの全段階において生態系バランスの確保を図る。セクター横断的アプローチ：プロジェクトが環境に及ぼす影響に関しては、直接的影響のみならず、間接的影響をも考慮する。

環境および天然資源の保護のためには、社会的および文化的次元をも包摂する包括的アプローチが必要である。

特別のスキームを設け、環境に十分配慮したプロジェクトの策定・実施を担保する。すなわち、EEC と ACP 諸国が合意したチェック・リストを作成し、すべてのプロジェクトを対象として、環境に対する影響を評価する。とりわけ大規模プロジェクトや環境に脅威を及ぼしかねないプロジェクトに関しては、適切な環境アセスメントを実施して、あらかじめ適切な予防措置を講ずる。

EEC と ACP 諸国は、産業廃棄物や放射性廃棄物の国際的移動の管理に全力を尽くす。

EEC は、直接的であれ、間接的であれ、産業廃棄物や放射性廃棄物の ACP 諸国に対する輸出（移動）を禁止する。

ACP 諸国は、直接的であれ、間接的であれ、EEC あるいはその他の国からの産業廃棄物や放射性廃棄物の輸入（移動）を禁止する。

EEC と ACP 諸国は、産業廃棄物や放射性廃棄物の移動禁止措置の実施状況を厳格にモニターする。

第二は、農業開発については農村開発を最優先課題として位置づけ、新しい視点からの農業の再生を高らかに謳った第三次ロメ協定の基本路線を踏まえ、その更なる発展に向けて、第 2 編の冒頭で、農業協力および食糧安全保障の名の下に、以下の諸課題を重要な目標として強調した点である。

環境保護と天然資源の合理的活用（生態系バランスの確保）という観点から、持続可能な開発を追求する。

地域レベルにおける国家間協力（食糧品貿易の促進や食糧政策の調整・連

携強化)を推進し、食糧安全保障を強化する。

- 農業生産(農村開発)に係る諸要素(土地、農産物、融資、ノウハウ、職業訓練・・・等)に対する女性の参加/アクセスを強化する。

第三は、独立した1編(第4編)が新たに設けられ、次のように一次産品貿易をめぐる構造的な問題、およびその克服に向けた協力関係の強化が謳われた点である。

- ACP 諸国の大多数は、一次産品輸出に大きく依存しているが、一次産品市況の低迷という構造的な要因により、輸出環境は悪化している。
- EEC と ACP 諸国は、一次産品部門を取り巻く構造的な困難の打開に向けて、ともに協力する。具体的には、PMDT の推進を通じて、ACP 諸国経済の多様化を図る。生産、マーケティングおよび流通の再編成と合理化を通じて、世界市場における ACP 諸国一次産品の国際競争力を改善する。
- 一次産品市場(国家・地域・国際レベル)から発せられるシグナルを適切にキャッチし、市場の動向に十分注意する。

第四は、サービス部門の発展に関して、第三次ロメ協定の規定を大幅に書き改め、それを拡充するかたちで、独立した1編(第9編)が設けられ、以下のように経済発展の促進要因としてのサービス・セクターの強化が謳われた点である。

- EEC と ACP 諸国は、開発政策の策定においてサービス・セクターが重要な役割を担うものであることを確認し、この分野における協力を強化する。
- EEC と ACP 諸国は、ACP 諸国の経済発展を支える諸サービス、観光業、運輸・通信・情報技術に特別の注意を払う。

第五は、第三次ロメ協定において新設された文化的・社会的協力に関する規定の再編成および拡充である(第11編)。それは、ACP 諸国による、非実利的・非物質的協力関係の再認識 重要性の再確認 という新たな動きを反映するものであり、まず文化的協力に関する規定が前段に集約され、そのうえで後段では、社会的協力に関する規定がテーマ別に整理統合された。すなわち前者に関しては、EEC と ACP 諸国との間、さらには ACP 諸国相互間で、<政府レベル+民間レベル>において、とくに若年層にターゲットを絞り、相互理解と連帯意識の促進に向けて、<異なる文化間の対話>(Intercultural Dialogue)を推進する旨が謳われた。またその一環として、1986年7月、ブリュッセルに設立された ACP-EEC 文化協力財団(Foundation for ACP-EEC Cultural Coop-

eration) の積極的活用が強調された。それはいわば、<人間の顔をした> 協力関係の構築を訴えるものであった。後者に関しては、開発過程において女性のはたす役割の重要性があらためて強調された。また公衆衛生の改善、十分な栄養の確保、初等教育の拡充、さらにはこれまでタブー視されてきた人口政策や家族計画の問題が、自然環境との生態系バランス維持という観点から、初めて独立したテーマとして取り上げられた。

第六は、地域協力の効率的な推進である。いうまでもなく ACP 諸国間における地域協力の重要性はかねてより繰り返し強調されてきた。ただしそれは多分に掛け声倒れに終始しがちであり、その非効率性や緩慢な実施状況がしばしば批判の対象とされてきた。そこで、第四次ロメ協定においては、<地域的集団としての ACP 諸国全体の能力の向上・強化に向けて、EEC が効果的な援助を行う> 旨が再度強調された。それは、ACP 諸国を取り巻く国際経済環境の悪化に対する強い危機意識に促されて、ACP 諸国経済の国際競争力強化を強く訴えるものであった。そのうえで、具体的な政策課題として、機能的経済統合の促進・強化、複数の ACP 諸国相互間における協力関係の推進、ACP 諸国と（EEC と連合する）海外の国及び領域との協力関係の推進、協定の初年度におけるプログラムの策定、特定のセクターに対する重点的な支援が謳われた。

（4） 第三部：協力の諸措置

第 167 条から第 337 条。ここでは、ACP-EEC 協力関係の具体的な諸措置が 4 編にわたり規定された。すなわち、貿易、一次産品問題、資金協力、最貧開発途上国問題が、それぞれ独立した 1 編として詳細に規定された。

貿易に関しては、協力関係の基本原則を再確認したうえで、セーフガード条項の適用に関する協議は 3 カ月以内に終了させる旨が明文化された。それは、1992 年プログラムに関連して EEC が採択した諸措置に対する、ACP 諸国の懸念（疑念）の軽減を目的とするものであった。同様な狙いから、ACP 諸国農産品に対して残存していた規制も緩和され、また原産地規則の改善も図られた。

一次産品問題に関しては、輸出所得安定化制度および SYSMIN の改善が図られた。まず輸出所得安定化制度に関しては、輸出所得安定化制度は、ロメ・レジームの中核を構成するスキームである。過去 15 年間におよぶ運用実績を踏まえたうえで修正（改善）を行うことが必要であるという認識においては、EEC と ACP 諸国の間に大きな食い違いは存在しなかった。とはいえ

EEC が志向したのは、輸出所得安定化制度の基本原則を前提としたうえでのテクニカルな修正であった。これに対して ACP 諸国が求めたのは、輸出所得安定化制度の基本原則そのものの変更という、制度の根本的な見直しであった。こうして、過去 2 度の検討交渉と同じく、両者間には激しいやり取りが繰り広げられたが、最終的には EEC が押し切るかたちで合意が成立した。すなわち、新たに 3 品目が追加され、輸出所得安定化制度の対象範囲は、総計 49 品目へと拡大された。ただし、輸出所得安定化制度の基本的な目的は堅持され、従来どおり、農業<加工産品>は適用対象から除外された。もっとも、テクニカル・レベルにおいては、<より効果的、より機動的、より公正かつ透明な>スキームへの改良をモットーに、さまざまな微調整が行われた。すなわち、資金規模の大幅な拡大、スキーム発動要件の緩和、振り替え資金の完全贈与化、および返済義務の廃止・・・等の諸措置が新たに規定された。ただしそうした改善は、輸出所得安定化制度に基づく振り替え資金の使用方法に関して、EEC と ACP 諸国の双方に法的義務を課す議定書の調印を要件とするものとなった。ACP 諸国は、テクニカルな勝利と引き換えに、EEC の影響力強化という代償を払うことを余儀なくされたのである。それは具体的には、構造調整政策とリンクされるものであった。

ところで、輸出所得安定化制度とともに、一次産品問題解決に向けた第二の重要な柱とされた SYSMIN も、交渉における重大な争点であった。一方において、EEC と ACP 諸国の双方は、SYSMIN の有効性（潜在的可能性）に関しては認識を共有していた。また同時に、SYSMIN の手続きがきわめて複雑であるため、資金援助の実施が遅れがちである。したがって、SYSMIN の有効性を顕在化させるためには、効率的なスキームへの再編成が不可欠である。

そもそも、事後的に鉱産品生産・輸出能力のダメージ回復を図るのではなく、合理化等を通じて、事前にダメージ軽減のための予防的措置を講ずることが必要である という点に関しても、両者の認識に大きな食い違いは存在しなかった。とはいえ、ACP 諸国と EEC との間には容易には埋めがたい溝も存在していた。すなわち、ACP 諸国は、テクニカルな改善にとどまることなく、SYSMIN を輸出所得安定化制度と同様なスキームへと変容、発展させることを求めたのである。それは、SYSMIN の抜本的な再構成、すなわち制度設計そのものの変革を志向するものであった。これに対して EEC は、SYSMIN の構造改革にはあくまでも反対の立場を堅持し、協定の諸規定の明確化や簡略化とい

う改善策を通じて、運用の合理化を図ろうとしたのである。こうした EEC と ACP 諸国の基本的スタンスの違いは平行線のまま推移し、最終的には以下のようなかたちで妥協が図られた。SYSMIN に基づく資金援助は、すべて贈与とされた。SYSMIN による資金援助の対象範囲が拡大され、新たにウランウム、原油、ガスも資金援助の対象とされた。ACP 諸国の鉱産品生産・輸出能力に大幅な減退がなくても、国際市場価格の下落等により輸出所得が減少した場合には、SYSMIN による資金援助の対象とする。SYSMIN による資金援助を通じて、ACP 諸国の生産構造の多様化や鉱業セクターの合理化・近代化を図り、ダメージ軽減のための予防的措置とする。

こうして、輸出所得安定化制度と同じく、SYSMIN の改革も結局は、EEC の設定する土俵の上での決着となったのである。

資金協力に関しては、第一に、融資条件のさらなる緩和が図られた。すなわち、欧州投資銀行 (European Investment Bank) 所管による融資を唯一の例外として、EEC 委員会が所管する欧州開発基金による資金協力は、すべて贈与とされた。

第二に、債務問題を対象とする独立した 1 節が新設された。もともと、EEC による ACP 諸国に対する資金協力は贈与が中心であり、EEC が ACP 諸国に対して保持する債権はきわめて低い水準にとどまっていた (2 パーセント以下³⁷⁾)。このような事情から、<債務問題は、ACP 諸国に対して多額の債権を保持する EEC 加盟国政府および民間銀行が対処すべき課題であり、EEC がはたしうる役割はきわめて限られている>というのが、債務問題に対する EEC の基本的な立場であった。とはいえ、EEC に対する債務は小さいものの、ACP 諸国の債務は増大し、<累積>債務問題へと悪化していった。その結果、債務返済額が援助受取額を上回り、開発に対する重大な阻害要因へと転化するという事態が生じた。このような深刻な状況に直面して EEC は、債務問題をロメ・レジームの根幹を揺るがしかねない重大な危機として認識し、遅ればせながら重い腰を上げるに至った。そもそも、EEC 加盟国が協定の当事者 (締約国) として名を連ねている限り、債務問題をロメ・レジームの対象外と位置づけることは不可能であったのである。こうして EEC と ACP 諸国は、<ACP 諸国の債務負担の軽減に向けて、ひいては ACP 諸国経済の再建と成長を促進するために国際収支の改善を図るべく>、協同行動を取る旨を謳ったのである。それは具体的には、貸付から贈与への大幅な転換、輸出所得安定化制度や SYSMIN

の改善，欧州投資銀行による貸付金利の引き下げ，さらには債務軽減のための技術援助 債務管理のための政策支援や国際的な債務交渉の場における ACP 諸国の交渉能力の強化等 を規定するものであった。ただしそれらはあくまでも，ACP 諸国の債務増大の回避を主たる目的とするものにとどまった。すなわちそれは，債務の削減にまで踏み込むものではなく，EEC が ACP 諸国に対して保持する債権の放棄を謳うものとはならなかった。ロメ協定付属の最終議定書において ACP 諸国が，EEC の債務問題に対する取り組みを歓迎しながらも，敢えて債務の放棄等を求めたのはそうした事情をものがたるものであった。

第三に，新たに設けられた 1 節の後半では，前半の債務問題に関する規定を発展させるかたちで，構造調整支援という新たな活動領域への挑戦が謳われた。それは，第四次ロメ協定における改革（新機軸）の中核に位置づけられるものであり，南北開発協力におけるロメ・レジームの独自性を一貫して強調してきた EEC が，グローバル・トレンドとの協調へと方向転換を図ることを象徴的かつ劇的に示すものであった。とはいえそれは，あくまでも EEC 開発協力政策のアイデンティティの堅持という留保条件付での受容であった。*The adjustment process in Africa: a European Council Resolution* というタイトルの下に，1988 年 5 月，EEC 閣僚理事会による構造調整路線の採用決定を報じた *Courier*（9 月 - 12 月号）の次のような記述は，そうした EEC の複雑な心情をものがたっている。 EEC 閣僚理事会は，本年 5 月 31 日の会合において，EEC 委員会の提案に基づき，ACP 諸国経済に対する構造調整政策の適用という特別な考え方を最終的に受け入れた。それは，ワシントンの国際経済機関が採用するステレオタイプ化され，多分に独善的であり，もっぱら経済的および財政的アプローチに限定されがちなり方とは異なるものである。EEC 委員会は，より現実的かつ実践的であり，これまでの構造調整アプローチにおいて見落とされがちであった重要な開発目標（たとえば食糧安全保障）に加えて，構造調整政策の社会的次元を考慮に入れた，きめの細かいアプローチを志向するものである。（ただし）EEC 委員会のアプローチは，IMF や世界銀行のアプローチに対抗するものではない³⁸⁾。

それでは，第四次ロメ協定における最も革新的な変化とも目される構造調整支援は，具体的にどのような特徴を有するのであろうか。第一に，従来の長期的アプローチ一辺倒を改め，短期的および中期的な政策は，長期的な開発政策

の遂行および開発目標の達成を補強する役割を担いうるという新たな認識が確認された。

第二に、構造調整支援の目的として、とりわけ ACP 諸国の人々があまねく社会的・経済的福祉を享受できるようにする。パブリック・セクターの改善、およびプライベート・セクターの活性化を図る。国際収支の改善や、外貨準備状況の改善を図る。経済的に強靱で、社会的・政治的に持続可能な調整を堅持する旨が強調された。

第三に、構造調整支援は、以下の原理に基づいて行われるものとされた。

ACP 諸国が、改革（調整）計画の策定に第一義的責任を保持する。ACP 諸国の特殊性、とりわけ社会状況、文化、環境に十分配慮したきめの細かい支援策を講ずる。ACP 諸国の優先的開発目標（農業・農村開発、食糧安全保障、PMDT、環境保全等）に貢献し、債務負担の軽減に寄与する支援策を志向する。調整政策は、あくまでも当該 ACP 諸国が策定した政治的・経済的モデルの枠組みに準拠して行われるものとする。開発戦略の基本的方向性および優先順位を決定する権利を保持するのは ACP 諸国であり、その権利は尊重されなければならない。改革支援計画は、調整過程がもたらす負の社会的効果に対する対応策を、あらかじめ準備するものでなければならない。それはとりわけ、貧困層、失業者、女性、子供といった、社会において最も脆弱な人々に特別の配慮をするものでなければならない。改革計画実施のスピードは、現実的かつ当該 ACP 諸国の能力・資源に見合ったものでなければならない。なおそれは、柔軟かつ当該 ACP 諸国の管理能力に適應するものでなければならない。支援計画の実施に際しては、援助の迅速な執行が重要である。

改革支援計画の策定は、あくまでも EEC と ACP 諸国が共同で行う評価に依拠するものでなければならない。

第四に、構造調整支援スキームの具体的なメカニズムとして、以下の諸点が強調された。構造調整支援に基づく資金援助は贈与とする。原則として、すべての ACP 諸国が構造調整支援の対象とされる。少なくとも主要な多国間援助機関の下で改革計画に着手しているか、あるいは資金援助を受けるまでには至っていないものの、改革計画に関して合意を取り付けている ACP 諸国は、ロメ協定に基づく構造調整支援を受ける要件を自動的に充足しているものとみなされる。構造調整支援は柔軟に行われるものとする。なお具体的な諸措置の適用は、それぞれの国家の現状を考慮して、ケース・バイ・ケース

で行われるものとする。構造調整支援の実施に際しては、他の援助供与主体との調整を行う。

最貧開発途上国問題に関しては、内陸国および島嶼国を含めるかたちで、特別の優遇措置を講ずるという点において、EEC と ACP 諸国の間にコンセンサスが成立していた。ただし、ACP 諸国が、最貧開発途上国を対象とする特別基金の設置を求めたのに対して、EEC はそれに強硬に反対し、設置には至らなかった。EEC は、特別基金の設置が ACP 諸国の既得権の拡大につながりかねないとして強く反対したのであった。その結果、最貧開発途上国問題に関する規定に大きな変化はなかった。とはいえ、以下の諸点が強調されたのは、注目に値する。 ACP 諸国相互間の地域協力の強化。 運輸・通信にかかわるインフラ部門の強化。 海洋資源の効率的活用および生産物のマーケティング強化。 内陸国における淡水魚の効率的捕獲。 最貧開発途上国の経済発展水準を考慮した構造調整政策の策定。また、実施段階における社会的インパクトの考慮。 食糧戦略および統一的な開発戦略の実施。

(5) 第四部：制度

ロメ・レジームの近代化は、第二次ロメ協定検討交渉の重要な課題であり、第三次ロメ協定においては、効果的・効率的な運営をモットーに、制度のスリム化、簡素化が図られた。したがって、第四次ロメ協定においては、制度改革の問題は、すでに決着済みの課題として位置づけられ、基本的に第三次ロメ協定の規定が踏襲された。とはいえ新たな規定がひとつ設けられた。それは、第四次ロメ協定における新たな主導原理のひとつとして浮上した分権的協力、あるいは参加型開発の促進にかかわる規定である。すなわち、それらを制度的に担保する独立した規定（第 343 条）が設けられ、EEC-ACP 閣僚理事会が、さまざまな行動主体（地方公共団体、農業団体、労働組合、NGO 等）との間に、緊密なコミュニケーション・チャンネルを構築する旨が謳われた。

(6) 第五部：最終規定

第四次ロメ協定の最終規定は、次の二点において、従来とは異なるものとなった。第一は、ナミビアに関する規定で、ナミビアが独立を達成した場合には、ACP 諸国の一員として迎えられ、ロメ・レジームに組み込まれる旨が既定方針として確認された。第二は、第四次ロメ協定の有効期間に関する規定で、これまでの 5 年間から 10 年間へと有効期間が延長された。そのうえで、折り返し点に相当する 5 年をめどとして、中間見直し (Review) を行う旨が規定された。

付属議定書には、独立した財政議定書 (Financial Protocol) が付置された。同議定書では、資金協力に関しては、第四次ロメ協定の有効期間 10 年間に二つの期間に分割し、まず前半の 5 年間に対象とする議定書を取り結んだ旨が謳われた。そして、後半の 5 年間に 대해서는、改めて交渉を行い、新たな財政議定書の締結を図る旨が規定された。また最終議定書 (Final Act) に、ハイチおよびドミニカ共和国に関して、両国は、地理的にカリブ海諸国に属している。また両国の経済・生産構造は、ACP 諸国としての認定基準を充たしている。したがって両国の加盟を承認したとしても、それが ACP 諸国の地理的範囲の拡大に向けた先例となるものではない という理由に基づき、両国の第四次ロメ協定への加入要請を受け入れる旨の共同宣言が付け加えられた。

VI - 2 第四次ロメ改訂協定

1989 年 12 月に調印された第四次ロメ協定は、既定方針通り、ナミビア(1990 年 3 月 21 日独立)を 69 番目の ACP 諸国として迎え入れ³⁹⁾、1991 年 9 月 1 日に発効した。なお協定は有効期間を 10 年間に設定しており、従来のようにすぐさま検討交渉を視野に入れた準備作業に着手する必要はなかった。とはいえ、資金協力を規定した財政議定書は、あくまでも対象期間を 1990 年 3 月 1 日からの 5 年間に限定するものであり、その後の 5 年間に 대해서는、EEC と ACP 諸国の間で改めて交渉を行い、合意を取り結ぶことが必要であった。第四次ロメ協定第 366 条が、<5 年 - 12 および 10 ヶ月>を起点として、規定の見直し、いわゆる中間見直し (Mid-Term Review) を行うことを定めたのは、第一義的には、新たな財政議定書の締結交渉を念頭におくものであった。

こうして、第四次ロメ協定第 366 条に基づき、1994 年 5 月 20 日、EEC と ACP 諸国は、規定の「見直し」交渉を正式にスタートさせた。交渉は、1995 年 6 月末まで 13 カ月間にわたり繰り広げられ、成文化作業を経て、合意事項が第四次ロメ改訂協定として正式に結実したのは 1995 年 12 月のことであった。当初、交渉は財政議定書が失効する 1995 年 2 月末日までには妥結するものと楽観的に考えられていた。しかし現実には、交渉の進展はスムーズではなかった。それは、1995 年 2 月 16 日に予定されていた ACP-EU 閣僚理事会の突然の中断に示されるとおりである。EEC (委員会) によれば、「ブリュッセルでの閣僚理事会協議は、(ほぼ 1 時間足らずという)きわめて短時間のうちに突然中断の憂き目に会い、遠路はるばる馳せ参じた ACP 諸国の閣僚達を困惑させ、

失望させる結果となった。というのも、第8次欧州開発基金 第四次ロメ協定における第二次財政議定書の具体的な規模に関して、EU加盟国間に合意が成立しえなかったからである⁴⁰⁾。

こうした第四次ロメ協定中間見直し交渉の予想外の展開に関しては、たとえば Arts & Byron は、次のように総括している。多くの人々は、財政議定書の改訂こそが中間見直しの主たる課題であり、5年間の運用経験に基づく第四次ロメ協定諸規定の検討は、あくまでも付随的な課題に過ぎないと認識していた。中間見直し交渉が、ロメ協定の基本原理に関する議論を蒸し返す場ではないという認識に疑問の余地はなかった。とはいえ現実には、欧州委員会が、ロメ協定の根幹にかかわる数多くの修正提案を行ったことにより、交渉の様相は著しく異なるものとなった。こうして、中間見直しは、ACP諸国とEUの将来を方向づける、きわめて重要な契機となったのである⁴¹⁾。

同様に Holland も、「(中間見直しにおいて)義務付けられていたのは、第四次ロメ協定財政議定書の更新のみであった。それ以外に関しては、協定は10年間にわたり変更されることなく運用されるものと考えられていた。しかしながら、EUが主張したことにより、見直し過程は財政問題にとどまらず、国際環境の変化に対する対応、貿易自由化の特恵侵食効果、ロメ・システムの実際の運用に付随する諸問題へと拡大されていった。第366条の規定に基づき、ACP諸国とEU加盟国の双方は、ロメ協定の諸規定を改訂する権限を認められていた。そして決定はすべて、双方の合意に基づくものとされていた。しかし実際には、規定の改訂は、ACP諸国ではなく、もっぱらEUの新たな関心事を反映するかたちで行われた⁴²⁾」と、EU主導により、EUの設定したアジェンダに基づいて、中間見直しが行われたと特徴づけている。

それでは、第四次ロメ協定の中間見直しをめぐるEECとACP諸国との交渉(パワー・ゲーム)を、EECの設定したアジェンダ(土俵)を舞台とする、EECによる一方的なモノローグに終始させた背景要因は何であろうか。そもそも1990年代へと移行した後も、ACP諸国(とりわけ、ブラックアフリカ諸国)経済は好転の兆しをみせず、東アジア諸国の「奇跡の経済発展」とは対照的に、依然として累積債務危機に象徴される負の連鎖から抜け出しえない状況に陥っていた。それは、「第二次失われた10年」(The Lost Decade II)というグロテスクな表現に示されるとおりである。こうしたACP諸国経済の脆弱性に加えて、第四次ロメ協定締結交渉においてACP諸国に立ちはだかり、ACP諸

国のバーゲニング・ポジションを著しく低下させた逆風は、依然として治まることはなかった。それどころか、逆風はむしろ強化されていったのである。

たとえば、構造調整路線を強化・拡充させる目的で、1990年代に第二世代コンディショナリティとして新たに導入された政治的コンディショナリティは、北の先進工業国による南の開発途上国に対する包括的な影響力行使（国際的共同管理）の基本枠組みとして定着し、南北開発協力関係における主導原理としての地位を確立するまでに至った。GATT ウルグアイ・ラウンド交渉の妥結、すなわちマラケシュ協定の締結（1994年4月）、および同協定の発効にともなう世界貿易機関（WTO）の発足（1995年1月）は、変則的な GATT 貿易秩序に終止符を打ち、多角的自由貿易体制を実現するための制度的基盤を構築するものとなった。それは、自由・無差別・多角・相互主義という戦後国際貿易秩序の主導原理を楯に、ACP 諸国が EEC から付与されてきた特権構造そのものを根底から覆しかねないものとなった。

EEC との交渉に臨む ACP 諸国に対して立ちはだかるこのような構造的制約条件。いうまでもなくその克服はきわめて困難であったが、それに加えて ACP 諸国は、さらなる逆風に直面することになった。それは、交渉のカウンターパートたる EC の変容である。すなわち、1992年プログラムを成功裏に実現させた EC は、次なる課題として、新たな国際的アイデンティティの構築を模索していった。それが、経済共同体から政治共同体への飛躍、換言すれば European Community から European Union への発展である。それは、歴史感覚を欠落させた保護主義的な欧州要塞構築の目論見という、1992年プログラムに対する国際社会からの激しい批判を強く意識して、Global Actor としての EC の国際的責任を前面に掲げるものであった。こうして、1992年2月、オランダのマーストリヒトで欧州連合条約（Treaty on European Union）が調印された（発効は、1993年11月）。同条約において初めて、開発協力政策は、EU 共通政策の一翼を担う独自の政策領域として〈法的に認知され〉、「この分野における共同体の政策は、民主主義を発展させ、強化するという一般的目的および法の支配に貢献し、さらに人権および基本的自由を尊重するという一般的目的に貢献することである」（第130u条）と、開発協力と民主主義・人権の問題を包括的なパッケージとして一体化させる旨が謳われた。こうして、EU 開発協力政策は、同様の目標掲げる EU の第二の柱、すなわち共通外交安全保障政策（CFSP）の策定・実施と微妙な連携関係を展開していくのである。それは、

EU 開発協力政策の〈政治化〉を促すものとなった⁴³⁾。

ついで 1993 年 6 月、コペンハーゲンで開催された EU 首脳会議（欧州理事会）は、中・東欧諸国の EU 加盟（EU の東方拡大）という長期戦略を視野に入れて、EU への加盟基準を初めて公式に定式化した。これがいわゆるコペンハーゲン基準とよばれるものであり、EU 加盟の条件として、(1) 民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重と保護。(2) 市場経済の存在、および域内の競争圧力と市場諸力に対する対応能力の保持。(3) アキ・コミュニテール（EU が積み重ねてきた法体系）の受容を掲げるものであった。そこではとりわけ、政治的基準の充足が重要な要件として強調されるものであった。

こうした EU の構造変容。それは、EU 開発協力政策の基本的方向性を規定する新たな政策環境の胎動を意味した。すなわち、EU 対外関係の〈政治化〉、とりわけ EU 共通外交安全保障政策の推進という新たな活動領域の模索は、歴史的に共通通商政策とならぶ、不可侵の聖域として位置づけられてきた開発協力政策の重要性を相対化し、その急速な地盤沈下をもたらしていった。これまで Civilian Power として、意識的にパワー・ポリティックスのアリーナから棄権してきた EU は、新たに設定した政治的・戦略的引照枠組みに基づき、対外関係の抜本的再編成に着手していった。それは、ACP 諸国（旧植民地国）を特権的クラスターとして頂点に位置づけ、それ以外の開発途上国との間に大きな格差を設ける（差別する）という、伝統的なピラミッド型階層秩序を根本的に逆転させるものとなった。1950 年代末以降、一貫して EU から特別の優遇措置を付与され、特権的地位を享受してきた旧植民地国（ACP 諸国）は、(1) 中・東欧諸国、(2) バルカン半島諸国、(3) 地中海南岸諸国、(4) ラテンアメリカ諸国およびアジア諸国の後塵を拝する第(5) クラスターへと転落したのである。

EEC と ACP 諸国との第四次ロメ協定中間見直し交渉を大きく規定したのは、このような制約条件であった。以下、二つの位相から、その実相を浮き彫りにしてみよう。

〔1〕 交渉の基本構図

第四次ロメ協定中間見直し交渉は、第四次ロメ協定締結交渉と同じく、妥結までに 13 カ月間を要した。交渉は、第四次ロメ協定締結交渉とは対照的に、3 作業部会（全体部会・貿易部会・資金協力部会）を舞台とする、実務的な協議

を中心に行われるものとされ、短期間での合意形成が予想された⁴⁴⁾。しかし、その進捗状況は必ずしもスムーズではなかった。交渉が最終的に妥結するまでには、ブリュッセルで、ACP-EU 閣僚理事会を三次にわたり開催し、政治的決着を図ることを余儀なくされたのである。そもそも交渉は、EU 主導の下で展開され、ACP 諸国にはカウンターパートとして EU の攻勢に対抗する意思も能力も備わっていなかった。にもかかわらず、交渉が短期間で収束せず、停滞したのはなぜであろうか。その最大の理由は、中間見直し交渉の実質を構成した EU 加盟国間の利害調整が難航したからである。

それでは、EU はどのような立場から、第四次ロメ協定中間見直し交渉に臨んだのであろうか。その背景および骨子は、以下のとおりである。

1992年11月18日、EC 閣僚理事会は、*Aspects of Development Cooperation Policy in the Run-up to 2000* と題する決議を宣言のかたちで採択した⁴⁵⁾。それは、2000年（新ミレニアム）を視野に入れて、マーストリヒト条約により法的に義務化され、新たな息吹を与えられた EC 開発協力政策の戦略的再構成を図るものであり、同宣言では、以下の諸点が強調された。（1）本決議は、EC 開発協力プログラムを、より効果的、かつよりバランスのとれたものへと改善しようとする長期的な過程の第一歩である。（2）EC 閣僚理事会は、抜本的な経済改革を通じて、健全な経済運営を図ることの重要性が、多くの開発途上国において認識されていることを歓迎する。（3）EC 閣僚理事会は、構造調整にともなう移行過程が、開発途上国にさまざまなニーズ（困難）を生み出しているという事実を確認する。（4）EC および EC 加盟国が、すべての開発途上国を対象として展開する開発協力プログラムにおいて、人権や民主主義原則の尊重、過度の軍事支出の削減、および良い統治の実現は、今後ますます重要な課題となる。（5）EC および EC 加盟国による開発協力は、開発途上国との歴史的な繋がりという理由のみならず、両者が、開発途上国にとって最大の輸出市場である。民間投資および技術移転において重要な役割を担っている。

最大の ODA 供与主体である、という点においてもきわめて重要である。（6）EC 開発協力政策は、EC 対外関係の中核部分を構成するものでなければならない。したがって、EC 対外関係は、開発目標に対して適切な配慮を行うことが必要である。（7）EC および EC 加盟国による開発協力は、持続可能な経済的および社会的発展、開発途上国の世界経済への円滑かつ漸進的な統合、開発途上国における貧困の撲滅を目的とし、開発の一般的な目的に貢献する

と同時に、民主主義と法の支配の強化、人権と基本的自由の尊重に貢献するものとなる。 (8) EC 閣僚理事会は、EC 開発協力が、さまざまな調整メカニズムを通じて、EC 加盟国の開発協力を補完するものとなることを確信している。

このような、21世紀を見据えた新たな開発協力戦略に基づき、それを具体的に適用するかたちで、1994年2月7日、EC 閣僚理事会は、EC 委員会に対して、第四次ロメ協定中間見直し交渉に対する EC の基本的立場を指示した⁴⁶⁾。それは、1993年9月に EC 委員会が行った提案をほぼ原案のままマנדートとして承認するものであり、その骨子は、以下のとおりである。

(1) 人権、民主的価値、法の支配、健全な行政管理の推進：第四次ロメ協定第一章第5条の規定を Essential Element 条項として強化する。なおこれら諸価値の重大な侵犯に対しては、協定の部分的あるいは全面的な凍結 (Suspension) を謳う独立条項を設ける。ACP 諸国における民主化の促進、およびロメ・レジームの民主的運営という観点から、次のように共同総会を改革する。 ACP 諸国から選出される議員は、国会議員に限定する。

共同総会の開催は、年1回とし、そのうえで、必要に応じて適宜開催する⁴⁷⁾。

(2) マーストリヒト条約に基づく開発協力戦略の策定・実施および政治対話の拡大：マーストリヒト条約第130u条において規定された優先分野・優先的課題に対しては、その実施を担保するために、あらかじめ一定規模の資金を留保しておく。政治対話に関しては、対象をロメ協定の実施にかかわる事項に限定せず、広く政治問題全般や EU と ACP 諸国に共通する関心事へと拡大する (Enlarged Political Dialogue)。またそうした政治対話の「場」は、ACP-EU 閣僚理事会に限定せず、さまざまな「場」の積極的活用を図る。

ともあれ、1994年5月18日 - 20日、スワジランドで ACP-EU 閣僚理事会が開催され、第四次ロメ協定中間見直し交渉が正式にスタートした⁴⁸⁾。会議は、人権弾圧の最たるものとして、ロメ・レジームにおいて繰り返し非難されてきた南アフリカ共和国 / アパルトヘイト体制の突然の崩壊、および民主化の実現 (1994年4月) という予想外の出来事に直面して大いに高揚したが、それは交渉の基本的ベクトルを左右するものではなかった。会議の冒頭、ACP 諸国を

代表して ACP 閣僚理事会議長 George Brizan (グレナダ) は、一次産品価格の長期低落による ACP 諸国の経済的窮状、および構造調整政策にともなう諸矛盾の噴出 (コスト / 副作用) を強調し、貿易問題、ひいては貿易協力の重要性を訴えた。

これに対して、開発協力担当 EU 委員会委員 (副委員長) Manuel Marin は、< 第四次ロメ協定の締結以降、国際社会は大きく変動している。したがって、中間見直し交渉も、そうした変動を適切に踏まえたうえで行われるべきである > との立場から、次のように強調した。ベルリンの壁の崩壊と新たな地政学的均衡 (秩序) の模索、マーストリヒト / 欧州連合条約の調印と EU 開発政策の制度化、新しい世界貿易協定の調印と南北相互依存関係の新展開 好むと好まざるとにかかわらず、これが世界の現実であり、それはわれわれが所属している世界の一部分を構成している。このような理由から、委員会は、協定の (新しい国際環境への) 適応を提起する次第である。委員会の提案は、次の3点から構成される。すなわち、(1) 協定において、いままで以上に民主主義、人権、および良い統治の重要性を強調する。(2) 政策対話に関する手続きの刷新。(3) ロメ・レジームをより効果的なものとするための、そしてまた EU と ACP 諸国との間に横たわる官僚的形式主義を根絶するための諸規定の見直しである⁴⁹⁾。

このように交渉に対する基本的なベクトルが齟齬をきたしたまま、EU と ACP 諸国の第四次ロメ協定中間見直し交渉は積み重ねられていった。ただしその実態は、地域間交渉ではなく、EU 加盟国間の交渉、すなわち < 域内交渉 > であった。それをもっとも端的に示しているのが、1995年2月16日の ACP-EU 閣僚理事会の決裂であり、6月30日の ACP-EU 閣僚理事会による交渉の妥結 (合意の成立) であった。まず前者に関しては、第四次ロメ協定における第二次財政議定書、すなわち第8次欧州開発基金に対する拠出金をめぐって EU 加盟国は激しく対立し、それは ACP-EU 閣僚理事会の直前に開かれた EU 閣僚理事会においても解消されなかった。とりわけ、イギリスとドイツは、拠出金の削減を強硬に主張し、EU 議長国フランスおよび EU 委員会 (+ 欧州議会) による説得工作も功を奏さなかった。その結果、ACP-EU 閣僚理事会は、事実上、流会となったのである。

後者に関しては、6月26日 - 27日、カンヌで開かれた EU 首脳会議 (欧州理事会) において、議長国フランスが自国の拠出金を増額し、第8次欧州開発

基金における最大拠出国となるという政治的決断を下すことにより、イギリスやフランスの合意を取り付けることに成功した⁵⁰⁾。こうして、交渉における最大のネックが解消され、6月30日、ACP-EU 閣僚理事会は、見直し交渉の最終的な合意へと到達したのである。

〔2〕 協定の基本構図

第四次ロメ改訂協定は、形式的には有効期間 10 年間の第四次ロメ協定を、中間点で見直し、改訂 (Revise) したものである。とはいえ、改訂の対象は、全 369 条から構成される第四次ロメ協定の約 20 パーセント (総計 71 条) と多岐にわたった⁵¹⁾。さらに、協定の本文に付属するさまざまな文書 (議定書や宣言等) に関しても、大幅な削除や追加等の改訂措置が施された。その意味では、第四次ロメ協定と第四次ロメ改訂協定との間には、更新、あるいは改訂以上の不連続性が存在した。第四次ロメ改訂協定が、初めてロメ以外の場所、すなわちモーリシャスで調印されたのも、こうした変化をものがたっている。

ところで、協定の当事国は第四次ロメ協定調印時に較べて 5 カ国 (EU : 3 カ国, ACP 諸国 : 2 カ国) 増え⁵²⁾、総計 85 カ国に達したが、そこにもロメ・レジームを取り巻く時代状況の変化を見出すことができる。すなわち、ACP 諸国のオリジナル・メンバーとして、第一次ロメ協定の調印式典に臨んだソマリアは、1990 年代初頭に激化した内戦により破綻国家へと転落し、第四次ロメ協定を批准することができず、結局、モーリシャスでの調印式典を欠席した。他方、新生・南アフリカ共和国は、調印式典にオブザーバーとしての出席を認められた。それは、南部アフリカの超大国を民主化のシンボルとして認知し、71 番目の ACP 諸国としてロメ・レジームに迎え入れようとする EU の政治的決意を内外に誇示するものであった。

それでは、協定の当事者は、調印式典において、新協定をどのように捉えたのであろうか。Courier によれば、調印式典における支配的な雰囲気は、Relief and Expectancy であった⁵³⁾。すなわち一方において、資金協力をめぐる EU 加盟国間の対立が一応収束し、交渉が妥結したことに、出席者の多くは安堵感を抱いた。しかし他方で、EU 加盟国間の利害対立による手詰まり状況の顕在化という悪夢は、将来に対する期待と不安をいっそう現実的なものとした。というのも、ロメ・レジームが発足してすでに 20 年を経過。その過程で、国際社会は激しい構造変動に遭遇しており、EU と ACP 諸国との協力関係も、新た

な国際環境に対応したものと変容することを免れえなくなったからである。ACP 諸国にとって、それはバラ色の未来を約束するものではなかった。それはむしろ、ACP 諸国を悲観的なシナリオへと導くものとなった。調印式典においてホストを務めたモーリシャス首相 Sir Anerood Jugnauth が、次のように警鐘を鳴らしたのは、そうした危機意識に促されるものであった。開発に向けた責任の共有という新しい哲学は、旧植民地列強の贖罪意識に取って代わるものとなった。・・・こんにちでは、貧しい国々の文化や政治こそが諸悪の根源という烙印を押されている。・・・ヨーロッパ諸国の多くは、もはや ACP-EU 協力の有効性を信じていない。彼らの関心は、現在では、東欧諸国、地中海諸国、およびマグレブ諸国へと移行している。・・・EU は、以前にもまして内向きかつ自己中心的な政策をとるようになってきているように見受けられる。したがって、ACP 諸国が、そうした逆境に立ち向かうためには、これまで以上に、開発努力を積み重ねる必要がある。第四次ロメ協定中間見直し交渉は、開発援助を政治的考慮に従属させるという、EU の変貌をわれわれに思い知らせるものであった。ただし、われわれ ACP 諸国も、それなりに十分成熟しており、こうした新しい状況に対して、断固たる決意でそれに対処した次第である⁵⁴⁾。

以下、こうした指摘を手掛かりとして、第四次ロメ改訂協定の新機軸を浮き彫りにしてみよう。

(1) 前文

第四次ロメ改訂協定は、厳密には Agreement Amending the Fourth ACP-EC Convention of Lome Signed in Mauritius on 4 November 1995、および Fourth ACP-EC Convention of Lome as Revised by the Agreement Signed in Mauritius on 4 November 1995 とから構成される。いうまでもなく、第四次ロメ改訂協定の実体部分を構成するのは、後者であり、前者は、後者の法的有効性を担保する根拠規定としての役割を担うものである。

ともあれ、このような二層構造からなる第四次ロメ改訂協定には、それぞれに前文および最終議定書が設けられるという複雑な構成となっている。

Agreement Amending the Fourth ACP-EC Convention of Lome の前文において注目されるのは、第四次ロメ協定改訂の基本的な課題として、以下の諸点が強調された点である。 ACP 諸国に、自由の諸原理、民主主義、人権と基本的自由の尊重、および法の支配を実現することこそ、改訂協定の Essential

Element である。 ACP 諸国を自立的発展に導く基礎となるのが貿易の発展である。 ロメ協定におけるさまざまなスキームは、効果的に、調和のとれたかたちで、かつ一貫性をもって活用されなければならない。 ACP 諸国と EC との協力関係を質的に向上させ、かつ効果的なものにする必要がある。

つぎに最終議定書に関して注目されるのは、貿易の発展に関する共同宣言の採択である。それは、マーストリヒト条約第 130u 条に掲げられた、< 最貧開発途上国の持続的な経済的・社会的発展、開発途上国の世界経済への円滑かつ漸進的な統合、貧困に対する挑戦 > の重要性を再確認するものであり、内容的には目新しいものではない。ただし、過去 20 年間にわたり、ACP 諸国の貿易が深刻な打撃を受けてきた。その結果、ACP 諸国の自立的発展が損なわれてきた。 ACP 諸国の自立的発展の鍵を握る貿易を発展させるためには、ACP 諸国の競争力強化が不可欠であるとの危機意識に基づき、その具体的な戦略の実施を取って独立した共同宣言のかたちで謳い、かつその進捗状況を 2 年ごとに、ACP-EC 閣僚理事会が点検・評価する旨を決議したのは特筆に値するといえよう。

Fourth ACP-EC Convention of Lome as Revised by the Agreement Signed in Mauritius on 4 November 1995 の前文において注目されるのは、ロメ・レジームに基づく ACP-EC 協力関係の基本的理念として、新たに< 政治対話の強化、および協議対象を外交・安全保障問題、ひいては一般的 / 共通の関心事項へと拡大することにより、両者間の結びつきをいっそう強固なものとする > 旨が付け加えられた点である。それは直接的には、マーストリヒト条約に基づく EC から EU への変化を反映するものであり、また政治的コンディショナリティの強化というロメ・レジームの長期的趨勢を反映するものでもあった。

(2) 第一部：協力の一般規定

協力関係の目的および原則を定めた第一部規定の改訂は、EU が中間見直し交渉において最も重視し、実効性の強化を強く求めるものであった。その意味では、以下に要約される第一部規定の修正・追加は、第四次ロメ改訂協定が、EU の設定した土俵で、EU の攻勢の下で展開されたという実態を最も雄弁に示すものである。

第 4 条に、< ACP 諸国の開発戦略を支援するに際しては、共同体の協力政策の目的および優先順位に適切な配慮を行う > 旨が付け加えられた。それはいうまでもなく、マーストリヒト条約における、EU 開発協力政策の

法的認知を反映するものであった。また、以上の文言に続いて、<ACP 諸国の開発政策および優先順位に適切な配慮を行う>旨も謳われた。それはいうまでもなく、ACP 諸国の反発に対する配慮であった

第5条には、大幅な追加が施された。それは、民主主義と人権を謳った第5条の規定を単なる精神規定（政治的スローガン）に終わらせず、実効性を担保された規定へと発展させようというEUの強い決意を反映するものであった。具体的には、開発協力政策を実施するにあたり、基本的人権の尊重に加えて、<民主主義原則、法の支配の強化、および良い統治の重要性を認識し、その具体的な適用を図る>旨の文言が追加された。開発協力政策の実施に際しては、<とりわけ良い統治の追求が重要な目標として位置づけられるべき>旨が強調された。<人権の尊重、民主主義原則、および法の支配は、協定の Essential Element を構成するものとして重視されるべき>旨が強調された。併せて、<EU および ACP 諸国の、国内政策はもとより対外政策も、それらを主導原理として追求されるべき>旨も謳われた。<ACP 諸国の民主化、法の支配の強化、および良い統治を実現するための財政的措置の確保>が規定された。それはとりわけ、<法制度の整備を重視する>ものであり、<行政制度改革の支援に向けて、あらかじめ第8次欧州開発基金から一定の資金を留保する>旨を謳うものであった。

第6条に、<貿易の発展こそ、開発過程の原動力であり、その実現を最優先課題とする>旨の規定が第6a条として追加された。それは、貿易特恵の供与を重視する従来の戦略を根本的に改め、ACP 諸国の貿易（輸出）能力の発展（強化）へと戦略転換を図る決意を強調するものであった。さらに改めて確認するかたちで、貿易の発展の意味内容が、<ACP 諸国の国内市場のみならず、ACP 諸国グループという地域市場において、さらにはEU市場全体、ひいてはグローバルな世界市場を視野に入れて、競争力の絶対的改善を図ること>と規定された（第15a条）

第30条に、<必ずしも、ロメ・レジームの枠組みに限定されることなく、必要に応じて適宜、拡大政治対話 (Enlarged Political Dialogue) を実施する>旨の規定が、第3項として追加された。

第32条に、共同総会の構成に関して、それは基本的に国会議員から構成されるとの大前提のもとに、<ACP 諸国の場合、ACP 諸国の議会から指

名された代表も共同総会の議員となることができる。ただし、議会が存在（機能）しない場合には、事前に共同総会の承認を得た者のみが代表となることができる。旨の文言が追加された。それは、ACP 諸国の民主化促進の一環として位置づけられるものであった。

（3）第二部：協力分野

協力関係の総論部分に相当する第一部規定に大幅な改訂が加えられたのとは対照的に、各論部分に相当する第二部規定にはドラステックな改訂は行われなかった。唯一の例外が、第四次ロメ改訂協定における新たな戦略的機軸概念として、その重要性が繰り返し強調された貿易の発展に関する規定の具体化・精緻化であった。それは、最終生産物の国境を越えた移動に対して貿易特惠の供与により、それを支援するという「川下」アプローチから、「川上」アプローチへの戦略転換（軸足移動）を反映するものであり、ACP 諸国の貿易の発展を促進するために、具体的に、以下のような政策的支援措置を講ずることが列挙された。貿易の発展に必要とされる、適切なマクロ経済政策の策定を支援する。行政手続きの改革や法（規制）制度の改革を支援する。貿易の発展を下支えする下部構造の強化を支援する。ACP 諸国が、外国から民間資本やジョイント・ベンチャーを誘致するのを支援する。ACP 諸国の第三国市場に対する、より効果的な進出を支援する。

（4）第三部：協力の諸措置

第四次ロメ協定中間見直し交渉の直接的な課題。それは、新たな財政議定書の締結であった。したがって、資金協力に関する規定は、交渉における中心的課題として位置づけられた。さらに交渉が、ロメ・レジームそのものの包括的な再検討という様相を帯びるにつれて、資金協力の問題は触媒効果を引き起こし、さまざまな角度からの議論を喚起した。こうして、資金協力に関して、多くの改訂が施される結果となった。その概要は、以下のとおりである。

資金協力の目的を定めた第 220 条に、＜ACP 諸国の、世界経済へのスムーズな統合を促進するための貿易政策の策定・遂行支援＞が追加された。資金協力の範囲を定めた第 224 条に、＜民主化および法の支配という観点からの、行政制度改革支援＞が追加された。また、財政状況改善のための＜直接的な財政支援＞も資金協力の対象とされた。ただし執行に際しては、＜誠実さ、効率性、公正さ＞を旨とすべしという歯止めがかけられた（第 247 条）。構造調整支援の目的を定めた第 243 条に、＜地域レベルにおける構造調整支援＞が追

加された。分権的協力に関して、きわめて詳細な規定が新設された（第 251a 条 - 第 251e 条）。それは、持続可能な開発や草の根レベルでの民主化過程の促進に向けて、地域共同体、協同組合、労働組合、NGO 等に対する直接的な資金援助への道を開くものであった。資金協力の実施に関しては、<プログラミング>というタイトルのもとに、詳細な規定が追加された（第 281 条 - 第 284 条）。その最大の眼目は、二段階トランシュ政策（Two-Tranche Policy）の導入である。それは、ACP 諸国にそれぞれ振り当てられた援助資金を二つのトランシュに分割し、まず最初に 70 パーセント（ファースト・トランシュ）を供与する。そして残りの 30 パーセント（セカンド・トランシュ）に関しては、プロジェクトの実施（進捗）状況、準備状況、個々の ACP 諸国の特殊事情・・・・等を総合的に評価したうえで、供与の是非を決定するというものである。それは、これまでなかば既得権化し、自動的に行われてきた援助資金の供与を、個々の ACP 諸国のパフォーマンスに応じて、選別的に行おうとするものであった。いうまでもなくそれは、ACP 諸国に対する EU の影響力（コンディショナリティ）の強化を意味するものであった。

（5）第五部：最終規定^{55）}

第四次ロメ改訂協定の最終規定は、次の二点を特徴とするものであった。第一は、南アフリカ共和国とソマリアの処遇に関する規定である（第 364 条、第 364a 条）。それは両国のロメ協定への加入を好意的に取り扱う旨を謳うものであったが、とりわけ注目に値するのが、経済的超大国・南アフリカ共和国の処遇である。第 364 条では、加入の条件に関して、同国の<特殊性を考慮する>旨を確認し、南アフリカ共和国の加入による既得権の侵害を危惧する ACP 諸国の懸念に配慮する姿勢を示したのである。

第二は、第 366a 条の新設である。それは、第 5 条の Essential Element 規定に対応する Suspension Clause（停止条項）として特徴づけられ、第四次ロメ改訂協定の大きな柱のひとつを構成するものである。その骨子は、次のとおりである。いずれかの当事者が、第 5 条に規定された Essential Element が、他の当事者により遵守されていないとみなす場合には、緊急の場合を除いて、両当事者は協議（Consultation）を行い、事情を詳細に確認し、必要とあれば救済措置を講ずる。協議は、一方の当事者による要請がなされてから 15 日以内に開始され、原則として 30 日以内に終了するものとする。協議において、両当事者間に解決策が見出せなかった場合、あるいは事態が切迫していたり、

当該当事者が協議を拒否した場合には、もう一方の当事者は、適切な措置 (Appropriate Steps) を講ずることができる。それは、当該当事者に対する協定の部分的あるいは完全な適用停止 (Partial or Full Suspension of Application) を含む。ただし、協定の適用停止という措置は、あくまでも最後の手段 (Last Resort) であり、事前に通報することが求められる。

最後に付属議定書。中間見直し交渉における、アルファにしてオメガなる資金協力に関して、総額 146 億 2 500 万 ECU の援助を謳った第二次財政議定書 (有効期間 5 年間) がその冒頭を飾った。それは、第一次財政議定書における援助総額 120 億 ECU の 22 パーセント増に相当するものであった。

VI - 3 むすびに

『EU 年次報告書・1996 年』によれば、「(1996 年) 11 月、欧州委員会は、さまざまな主体間に、開発問題に関する広範な議論を喚起する目的で、そしてまた 2000 年 2 月に失効予定の第四次ロメ改訂協定の当事者間に積極的な対話を推し進める目的で、EU と ACP 諸国の関係に関する *Green Paper* を採択し、ACP-EC パートナーシップの再活性化に向けた将来展望および方策を提示した⁵⁶⁾」。

『EU 年次報告書・1998 年』によれば、「(1998 年) 6 月、第四次ロメ協定中間見直し協定、および南アフリカ共和国のロメ協定への参加を規定した議定書が発効した⁵⁷⁾。9 月には、2000 年以降、ロメ協定にとって代わる新しい開発パートナーシップ協定の締結交渉が正式に開始された。EU 閣僚理事会は、アフリカにおける人権、民主主義原則、法の支配、および良い統治に関して、EU としての共通の立場を採択した。また EU 閣僚理事会は、第四次ロメ改訂協定に新設された規定に基づき、民主主義および人権の尊重に反した ACP 諸国に対して、初めて制裁措置を発動させた⁵⁸⁾」。

こうして、ロメ・レジームの再編成は、着々と積み重ねられていったのである。

注

- 1) Raffer, K. and H. Singer (1996), pp. 96-97 and pp. 101-102.
- 2) Arts, K. and A. K. Dickson (2004), p. 3.

< EU-ACP > 開発協力の半世紀 (五)

- 3) *XXIIIrd General Report on the Activities of the European Communities 1989*, p. 353.
- 4) Lister, M. (1997), p. 112.
- 5) Bretherton, C. and J. Vogler, p. 121.
- 6) Raffer, K. and H. Singer (2001), p. 103.
- 7) *Courier*, no. 120, March-April 1990, pp. 6-8.
- 8) OECD/DAC (1987), p. 107.
- 9) ワシントン・コンセンサスに関しては、以下を参照。Stokke, O. ed. (1995); *International Social Science Journal* (2000).
- 10) 溝口道郎・松尾正洋 (1994), 26 頁。
- 11) 筑紫勝磨編著 (1994), 資料編。
- 12) 参照。Stevens, C. and J. Kennan (2001).
- 13) 参照。Murphy, A. (1990).
- 14) 参照。田中俊郎 (2006)。
- 15) 参照。Pohl, G. and P. Sorsa (1992).
- 16) 参照。Baragiola, P. (1989), pp. 129-143; “1992 and the Developing Countries,” Address given by Dieter Frisch, Director-General for Development, Commission of the European Communities, in Baragiola, P. (1989), Annex 3.
- 17) Baragiola, P. (1989), p. 9.
- 18) 羽場久美子 (2006), 231 頁。
- 19) 参照。 *XXIIIrd General Report on the Activities of the European Communities 1989*, p. 308.
- 20) OECD/DAC (1989). 日本語訳については、次を参照。外務省経済協力局 (1990) 『我が国の政府開発援助』(上巻), 国際協力推進協会。
- 21) 参照。 *Courier*, no. 120, March-April 1990, pp. 10-11; *Courier*, no. 113, January-February 1989, pp. IV-V.
- 22) *Courier*, no. 109, May-June 1988, pp. V-VII.
- 23) 参照。前田啓一 (2000), 74-78 頁; Baragiola, P. (1989), pp. 149-167; Brown, W. (2004), pp. 17-34; *Courier*, no. 111, September-October 1988, pp. 50-95.
- 24) *Courier*, no. 113, January-February 1989, pp. I-III.
- 25) *Courier*, no. 112, November-December 1988, pp. I-V.
- 26) *Courier*, no. 112, November-December 1988, pp. I-V.
- 27) *Courier*, no. 113, January-February 1989, pp. I-III.
- 28) *Courier*, no. 114, March-April 1989, pp. I-IV.
- 29) *Courier*, no. 115, May-June 1989, pp. I-III.
- 30) *Courier*, no. 116, July-August 1989, pp. I-V.
- 31) *Courier*, no. 117, September-October 1989, p. I.
- 32) *Courier*, no. 118, November-December 1989, p. I.
- 33) ハイチとドミニカ共和国の加入にともなう ACP 諸国内部における微妙な既得権争いについては、以下を参照。Baragiola, P. (1989), p. 208; Lister, M. (1997), pp. 114-115; *Courier*, no. 114, March-April 1989, p. IV.
- 34) *Courier*, no. 120, March-April 1990, p. 6.
- 35) *Courier*, no. 120, March-April 1990, pp. 6-7.

社会イノベーション研究

- 36) *Courier*, no. 120, March-April 1990, pp. 8-9.
- 37) Commission of the European Communities (1990), p. 4.
- 38) *Courier*, no. 111, September-October 1988, p. 73.
- 39) 'Welcome Namibia,' *Courier*, no. 127, May-June 1991, pp. 27-57.
- 40) *Courier*, no. 150, March-April 1995, p. I.
- 41) Arts, K. and J. Byron (1997), p. 73.
- 42) Holland, M. (2002), p. 46.
- 43) 参照。前田啓一 (2000), 81 - 116 頁。Bossuyt, J. (1993); *ODI Briefing Paper* (1995).
- 44) *Courier*, no. 155, January-February 1996, p. 9.
- 45) *Courier*, no. 137, January-February 1993, pp. 8-10.
- 46) *Courier*, no. 144, March-April 1994, p. I.
- 47) 第三次および第四次ロメ協定においては、共同総会を、年に 2 回開催する旨が規定された。
- 48) *Courier*, no. 146, July-August 1994, pp. I-V.
- 49) *Courier*, no. 146, July-August 1994, p. I.
- 50) 第 7 次欧州開発基金 (1990-1995) においては、ドイツおよびフランスの 2 カ国が突出するかたちで第 1 位および第 2 位の拠出国となっていたが、第 8 次欧州開発基金においては、フランスが拠出額を増額し、ドイツに代わり第 1 位の拠出国となった。*Courier*, no. 153, September-October 1995, pp. 6-8.
- 51) *Courier*, no. 155, January-February 1996, p. 8.
- 52) 1995 年 1 月、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの 3 カ国が EU に加盟し、EU 15 カ国体制が誕生した (第四次拡大)。なお ACP 諸国に関しては、ナミビアに加えてエリトリア (1993 年 5 月独立) が新たなメンバー (70 番目) として迎えられた。
- 53) *Courier*, no. 155, January-February 1996, pp. 3-7.
- 54) *Courier*, no. 155, January-February 1996, p. 6.
- 55) 制度に関する第四部の諸規定は改訂されなかった。なお、共同総会の開催についても、従来どおり、年 2 回の開催とされた。
- 56) *General Report on the Activities of the European Union 1996*, p. 356.
- 57) 第四次ロメ改訂協定に対する南アフリカ共和国の参加は、あくまでも限定的に認められるものでしかなかった。すなわち、ロメ・レジームの諸制度に対する参加は、全面的に承認されたが、同国は、欧州開発基金による資金援助の対象外とされた。*Courier*, no. 151, May-June 1995, pp. I-II; *Courier*, no. 164, July-August 1997, pp. 2-3.
- 58) *General Report on the Activities of the European Union 1998*, p. 322.

主要引用・参考文献

植田隆子編 (2007) 『EU スタディーズ 1 対外関係』, 勁草書房。

大隈宏 (1999) 「ロメ協定と人権コンディショナリティ」, 成城大学法学会編 『21 世紀を展望する法学と政治学』, 信山社, 所収。

(2004) 「<EU-ACP> 開発協力の半世紀 (一)」, 『成城法学』 71 号。

(2004) 「<EU-ACP> 開発協力の半世紀 (二)」, 『成城法学』 72 号。

(2005) 「<EU-ACP> 開発協力の半世紀 (三)」, 『成城法学』 73 号。

< EU-ACP > 開発協力の半世紀 (五)

- (2005) 「< EU-ACP > 開発協力の半世紀 (四)」, 『成城法学』 74号。
- (2007) 「開発協力政策」, 植田編, 所収。
- 高瀬保編著 (1995) 『増補 ガットとウルグアイ・ラウンド』, 東洋経済新報社。
- 田中俊郎・庄司克宏編 (2006) 『EU 統合の軌跡とベクトル』, 慶應義塾大学出版会。
- 田中俊郎 (2006) 「域内市場白書と単一欧州議定書 EU 統合史の分岐点」, 田中・庄司編, 所収。
- 筑紫勝麿編著 (1994) 『ウルグアイ・ラウンド』, 日本関税協会。
- 羽場久美子 (2006) 「拡大 EU と中・東欧, ワイダー・ヨーロッパ」, 森井編, 所収。
- 深海博明編 (1990) 『ウルグアイ・ラウンドにおける南北貿易』, アジア経済研究所。
- (1990) 「南北貿易問題の対応・処理における GATT ウルグアイ・ラウンド」, 深海編, 所収。
- 前田啓一 (2000) 『EU の開発援助政策』, 御茶の水書房。
- 溝口道郎・松尾正洋 (1994) 『ウルグアイ・ラウンド』, NHK ブックス。
- 森井裕一編 (2005) 『国際関係の中の拡大 EU』, 信山社。
- 山内進編 (2008) 『フロンティアのヨーロッパ』, 国際書院。
- Arts, K. and J. Byron (1997) “The mid-term review of the Lomé IV Convention: heralding the future?” *Third World Quarterly*, Vol. 18, No. 1.
- Arts, K. and A. K. Dickson eds. (2004) *EU development cooperation: From model to symbol*, Manchester University Press.
- Arts, K. and A. K. Dickson (2004) “EU development cooperation: from model to symbol?” in Arts and Dickson eds.
- Baragiola, P. (1989) *The New Lome Convention (IV)*, Club de Bruxelles.
- Bossuyt, J. (1993) “Europe and development policy after Maastricht,” *Development Research Insights*, 11.
- Bretherton, C. and J. Vogler (2006) *The European Union as a Global Actor (second ed.)*, Routledge.
- Brown, W (2004) “From uniqueness to uniformity?” in Arts and Dickson eds.
- Cosgrove-Sacks, C. ed. (1999) *The European Union and Developing Countries*, Macmillan.
- Davenport, M. with S. Page (1991) *Europe: 1992 and the Developing World*, Overseas Development Institute.
- Dickson, A. K. (2004) “The unimportance of trade preferences,” in Arts and Dickson eds.
- Grilli, Enzo R. (1993) *The European Community and the Developing Countries*, Cambridge University Press.
- Hoebink, P. and O. Stokke eds. (2005) *Perspectives on European Development Co-operation*, Routledge.
- Holland, M. (2002) *The European Union and the Third World*, palgrave.
- International Social Science Journal* (2000) The Development debate: beyond the Washington Consensus, 166.
- Liaison Committee of Development NGOs to the European Communities, *Lomé Briefing*, Various Issues.

社会イノベーション研究

- Lister, M. (1997) *The European Union and the South*, Routledge.
ed. (1998) *European Union Development Policy*, Macmillan.
- Lowe, D. (1996) "The Development Policy of the European Union and the Mid-Term Review of the Lomé Partnership," *Journal of Common Market Studies*, Vol. 34, Annual Review.
- Murphy, A. (1990) *The European Community and the International Trading System* (Vol. I and II), Centre for European Policy Studies.
- ODI Briefing Paper* (1995) "EU aid post-Maastricht: Fifteen into One?"
- OECD /DAC (1987) *Development Co-Operation (1986 Report)*.
(1989) *Development Co-operation in the 1990s (1989 Report)*.
- Ojo, O. O. ed. (1996) *Africa and Europe*, Zed Books.
- Olsen, G. (2005) "The European Union's Development Policy: Shifting Priorities in a Rapidly Changing World," in Hoebink and Stokke eds.
- Pohl, G. and P. Sorsa (1992) *European Integration and Trade with Developing Countries*, World Bank.
- Raffer, K. and H. Singer (1996) *The Foreign Aid Business*, Edward Elgar.
(2001) *The Economic North-South Divide: Six Decades of Unequal Development*, Edward Elgar.
- Stevens, C. and J. Kennan eds. (1992) *Reform in Eastern Europe and the Developing Country Dimension*, Overseas Development Institute.
(2001) *Post-Lomé WTO-Compatible Trading Arrangements*, Commonwealth Secretariat.
- Stokke, O. ed. (1995) *Aid and Political Conditionality*, Frank Cass.
- Whiteman, K. (1998) "Africa, the ACP and Europe: the Lessons of 25 Years," *Development Policy Review*, Vol. 16, No. 1.
- Commission of the European Communities (1990) Lomé IV 1990-2000, *Europe Information* DE 64.
, *General Report on the Activities of the European Communities*, Various Issues.
- Lomé IV Convention, *Courier*, No. 120, March-April 1990.
- Lomé IV Convention as revised by the agreement signed in Mauritius on 4 November 1995, *Courier*, No. 155, January-February 1996.

(おおくま・ひろし = 本学教授)

付記：本稿は，成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。